

群馬県の廃棄物

(廃棄物・リサイクル課業務概要)

令和 5 年度版

令和 7 年 1 月

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

- ・本書は、次のホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131370.html>

「群馬県の廃棄物 令和5年度版」

令和7年11月

編集・発行 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

群馬県の廃棄物（廃棄物・リサイクル課業務概要）令和5年度版

目 次

第1章 概 要 -----	6
　　第1節 一般廃棄物 -----	7
1 し尿処理の状況 -----	7
(1) し尿の排出量及び処理 -----	7
[表－1－1 し尿排出量の状況] -----	7
[表－1－2 水洗化の状況] -----	7
[図－1－1 し尿の処理状況] -----	8
[図－1－2 計画収集し尿処理の推移] -----	9
(2) し尿処理施設の整備状況 -----	9
[表－1－3 し尿処理施設数] -----	9
(3) し尿処理経費の状況 -----	10
[図－1－3 し尿処理経費の状況] -----	10
2 ごみ処理の状況-----	11
(1) ごみの排出量及び処理 -----	11
[表－1－4 ごみの排出量の状況] -----	11
[図－1－4 計画収集ごみ内訳] -----	11
[表－1－5 容器包装リサイクル法による収集量の状況] -----	12
[図－1－5 ごみ収集の状況] -----	12
[図－1－6 ごみ処理の状況] -----	13
[表－1－6 ごみ処理量、内容の推移] -----	14
[図－1－7 ごみ処理量、内容の推移] -----	14
[図－1－8 最終処分量の推移] -----	15
(2) ごみの資源化の状況 -----	16
[図－1－9 収集ごみからの資源化の状況] -----	16
[図－1－10 集団回収による資源化の状況] -----	16
[表－1－7 ごみの分別収集状況] -----	16
(3) ごみ処理施設の整備状況 -----	17
[図－1－11 ごみ処理施設整備の推移] -----	17
(4) ごみ処理経費の状況 -----	17
[図－1－12 ごみ処理経費の状況] -----	17
(5) 災害廃棄物の排出量及び処理 -----	18
[表－1－8 災害廃棄物排出量等の状況] -----	18
(6) 災害廃棄物処理経費の状況 -----	18
[図－1－13 災害廃棄物処理経費の状況] -----	18
(7) 指定廃棄物の処理 -----	19

第2節 産業廃棄物	-----	20
1 処理の状況	-----	20
(1) 発生量及び処理状況（令和4年度）	-----	20
[図－1－14 令和4年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー]	-----	20
2 処分業者の実績について	-----	21
(1) 埋立処分	-----	21
[表－1－9 令和5年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量]	-----	21
(2) 中間処理	-----	22
[表－1－10 令和5年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量]	-----	22
[図－1－15 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移]	-----	23
[図－1－16 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移]	-----	23
3 施設の状況	-----	24
[表－1－11 令和5年度における設置（変更）許可施設数]	-----	24
[表－1－12 令和5年度末における産業廃棄物処理施設数]	-----	25
4 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移	-----	26
[表－1－13 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移]	-----	26
5 排出事業者への指導	-----	26
(1) 情報基盤整備事業	-----	26
(2) PCB廃棄物	-----	26
[表－1－14 PCB廃棄物の保管届出状況]	-----	26
(3) PCB廃棄物保管事業者等への指導（令和5年度）	-----	27
6 産業廃棄物処理業者への指導	-----	27
(1) 許可業者数	-----	27
[表－1－15 産業廃棄物処理業者数の年度別推移]	-----	27
(2) 許可件数	-----	28
[表－1－16 令和5年度における産業廃棄物処理業者許可件数]	-----	28
(3) 立入検査	-----	28
[表－1－17 令和5年度における立入検査の実施状況]	-----	28
(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援	-----	28
7 不適正処理対策	-----	29
(1) 不法投棄等不適正処理の状況	-----	29
[表－1－18 新たに認知した不法投棄の推移]	-----	29
[表－1－19 不法投棄された廃棄物の種類]	-----	29
[表－1－20 新たに認知した不適正処理の推移]	-----	30
[表－1－21 不適正処理の種類]	-----	30
(2) 不法投棄等不適正処理対策	-----	30

8 土砂埋立ての適正化	-----	3 2
(1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制	-----	3 2
(2) 主な規制の内容	-----	3 2
[表－1－22 特定事業の許可状況]	-----	3 3
(3) 市町村との連携	-----	3 3
[表－1－23 土砂条例を制定している市町村]	-----	3 3
9 処理施設の確保	-----	3 4
(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和5年度）	-----	3 4
(2) 最終処分場モデル研究事業	-----	3 4
第3節 減量化、リサイクル	-----	3 7
1 減量化・リサイクルの状況	-----	3 7
[表－1－24 産業廃棄物減量化・再生利用状況]	-----	3 7
[表－1－25 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況]	-----	3 8
2 自動車リサイクルの状況	-----	4 0
(1) 使用済自動車の引取台数の状況	-----	4 0
[表－1－26 使用済自動車の引取台数]	-----	4 0
(2) 登録、許可業者数（令和5年度末現在）	-----	4 0
[表－1－27 登録、許可業者数]	-----	4 0
(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導（令和5年度）	-----	4 0
[表－1－28 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]	-----	4 0
(4) 遅延報告状況	-----	4 0
[図－1－17 遅延報告状況]	-----	4 1
3 家電リサイクルの状況	-----	4 2
(1) 引取の状況	-----	4 2
[表－1－29 家電4品目引取台数推移]	-----	4 2
4 小型家電リサイクルの状況	-----	4 2
(1) 実施状況	-----	4 2
第4節 プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」に向けた取組	-----	4 3
1 プラスチックごみの削減	-----	4 3
[表－1－30 ぐんまプラごみ削減取組店登録店数]	-----	4 3
2 食品ロスの削減	-----	4 3
[表－1－31 食べきり協力店登録数]	-----	4 3
第2章 関係資料	-----	4 4
第1節 一般廃棄物関係	-----	4 5
1 し尿処理関係	-----	4 5
[表－2－1 し尿処理の状況（令和5年度）]	-----	4 5

[表－2－2 し尿処理施設の状況（令和5年度）]	47
[表－2－3 し尿処理経費の状況（令和5年度）]	49
[表－2－4 コミュニティ・プラントの状況（令和5年度）]	51
[表－2－5 净化槽設置数]	52
[表－2－6 净化槽法定検査の状況]	54
[図－2－1 県内の浄化槽設置基数の推移]	56
[図－2－2 県内の第11条検査受検率の推移]	56
[表－2－7 浄化槽保守点検業者の登録状況]	56
2 ごみ処理関係	57
[表－2－8 ごみ処理の状況（令和5年度）]	57
[表－2－9 ごみ焼却施設の状況（令和5年度）]	59
[表－2－10 粗大ごみ処理施設の状況（令和5年度）]	61
[表－2－11 資源化等施設（粗大ごみ処理施設以外）の状況（令和5年度）]	61
[表－2－12 堆肥化施設の状況（令和5年度）]	61
[表－2－13 ごみ燃料化（RDF）施設の状況（令和5年度）]	61
[表－2－14 一般廃棄物最終処分場の状況（令和5年度）]	63
[表－2－15 ごみ処理経費の状況（令和5年度）]	65
3 令和5年度 一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況	67
[表－2－16 令和5年度循環型社会形成推進交付金事業実績（廃棄物処理施設）]	68
[表－2－17 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績（廃棄物処理施設）]	70
4 指定廃棄物の処理の状況	71
[表－2－18 群馬県における指定廃棄物処理の状況]	71
第2節 産業廃棄物関係	72
1 産業廃棄物処理業者による処理状況	72
[図－2－3 県内処分量の推移（最終処分量と中間処理量の比較）]	72
[表－2－19 県内最終処分業者の処分状況（令和5年度）]	73
[表－2－20 県内中間処理業者の処分状況（令和5年度）]	74
[表－2－21 県内発生産業廃棄物の搬出状況（令和4年度、廃棄物の広域移動量調査結果を基に作成）]	76
2 産業廃棄物処理施設整備資金融資	77
[表－2－22 産業廃棄物処理施設整備資金融資実績]	77
参考 組織及び主な分掌事務（令和5年度）	78

※ 端数処理の都合上、図表中の各項目の合計値と計欄等の数値が一致しない場合があります。

第 1 章 概 要

第1節 一般廃棄物

1 し尿処理の状況

(1) し尿の排出量及び処理

ア し尿の排出量

令和5年度中に排出されたし尿は 120 万キロリットルで、県民1人1日当たり排出量でみると 1.71 リットルである。

[表－1－1 し尿排出量の状況]

年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 排 出 量 (千キロリットル)	1,258	1,249	1,194	1,243	1,200
1 人 1 日 当 た り 排 出 量 (リットル)	1.75	1.75	1.68	1.76	1.71
(参考)全国の1人1日 当たり排出量(リットル)	2.68	2.71	2.81	2.81	2.83

イ 水洗化人口

水洗化人口は、前年度より約1万1千人減少して 185万人(全人口の96.3%)で、その内訳は、浄化槽人口 75万1千人(40.6%)、下水道人口 98万7千人(53.4%)、コミュニティ・プラント人口 1万8千人(1.0%)となっている。

令和5年度の処理人口を令和元年度と比較すると、浄化槽人口は 15%減、コミュニティ・プラント人口は 22%減、下水道人口は 1%増となっている。

なお、令和2年度までの「浄化槽人口」には、集落排水施設等人口を含んでいる。

[表－1－2 水洗化の状況]

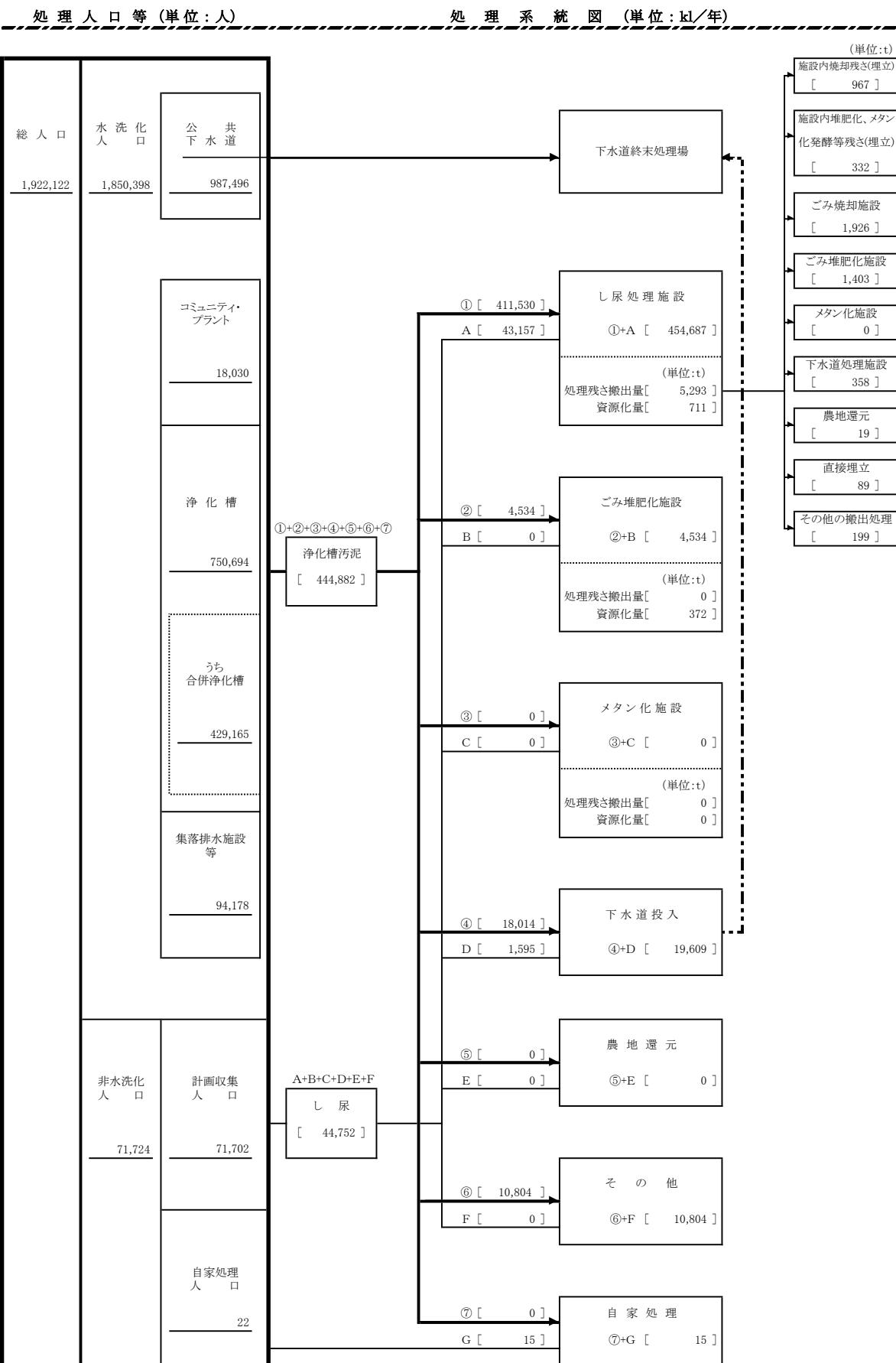
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄 化 槽 人 口 (千人)	881 (100)	872 (99)	781 (89)	764 (87)	751 (85)
コ ミ ュ ニ テ イ ・ プ ラ ン ツ 人 口 (千人)	23 (100)	23 (100)	20 (87)	20 (87)	18 (78)
下 水 道 人 口 (千人)	975 (100)	977 (100)	970 (99)	982 (101)	987 (101)
集 落 排 水 施 設 等 人 口 (千人)	—	—	96 (—)	95 (—)	94 (—)
水 洗 化 人 口 (千人)	1,879 (100)	1,872 (100)	1,867 (99)	1,861 (99)	1,850 (98)
水 洗 化 率	95.3%	95.5%	95.8%	96.2%	96.3%
(参考) 全 国 の 水 洗 化 率	95.4%	95.6%	95.9%	96.1%	96.3%

注 ()内は、令和元年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

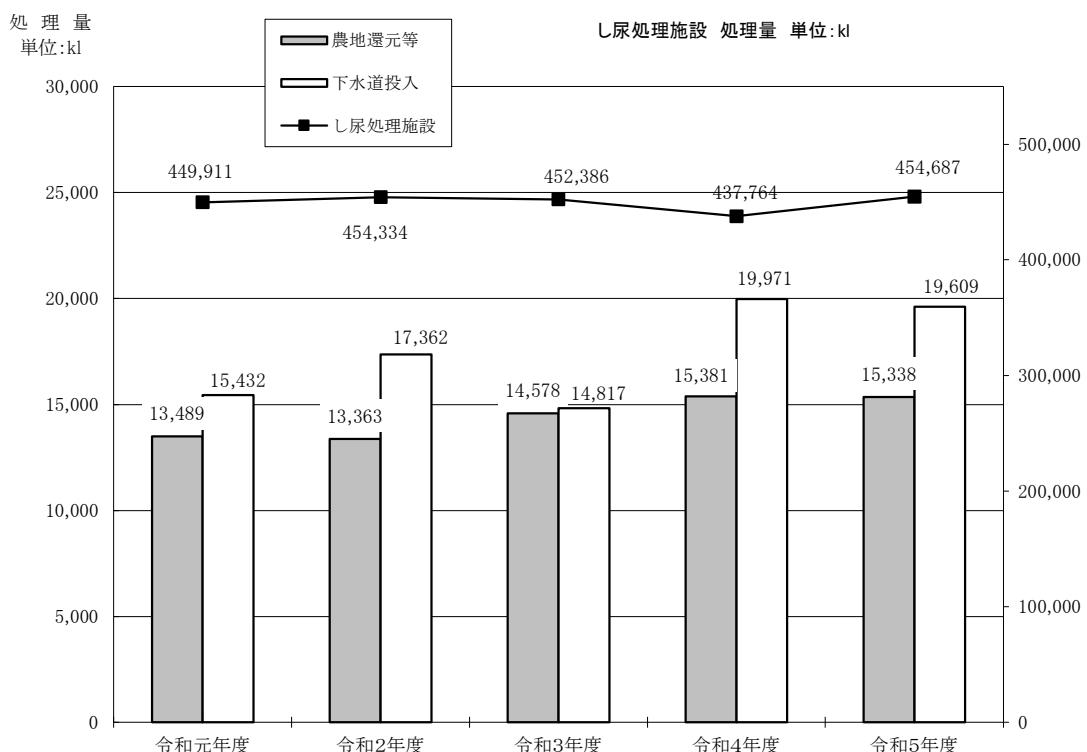
ウ し尿処理施設

令和5年度におけるし尿の処理状況は、図-1-1のとおりである。

[図-1-1 し尿の処理状況]



[図－1－2 計画収集し尿処理の推移]



計画収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、し尿処理施設による処理量は454,687キロリットル、し尿処理施設以外の廃棄物処理施設による処理量は15,338キロリットル、下水道投入は19,609キロリットルである。

(2) し尿処理施設の整備状況

ア 令和5年度末現在の県内のし尿処理施設数（浄化槽以外は休止中を含む。）は表-1-3のとおりで

[表－1－3 し尿処理施設数]

し尿処理施設	コミュニティ・プラント	浄化槽
20施設	14施設	304,422 (149,877)

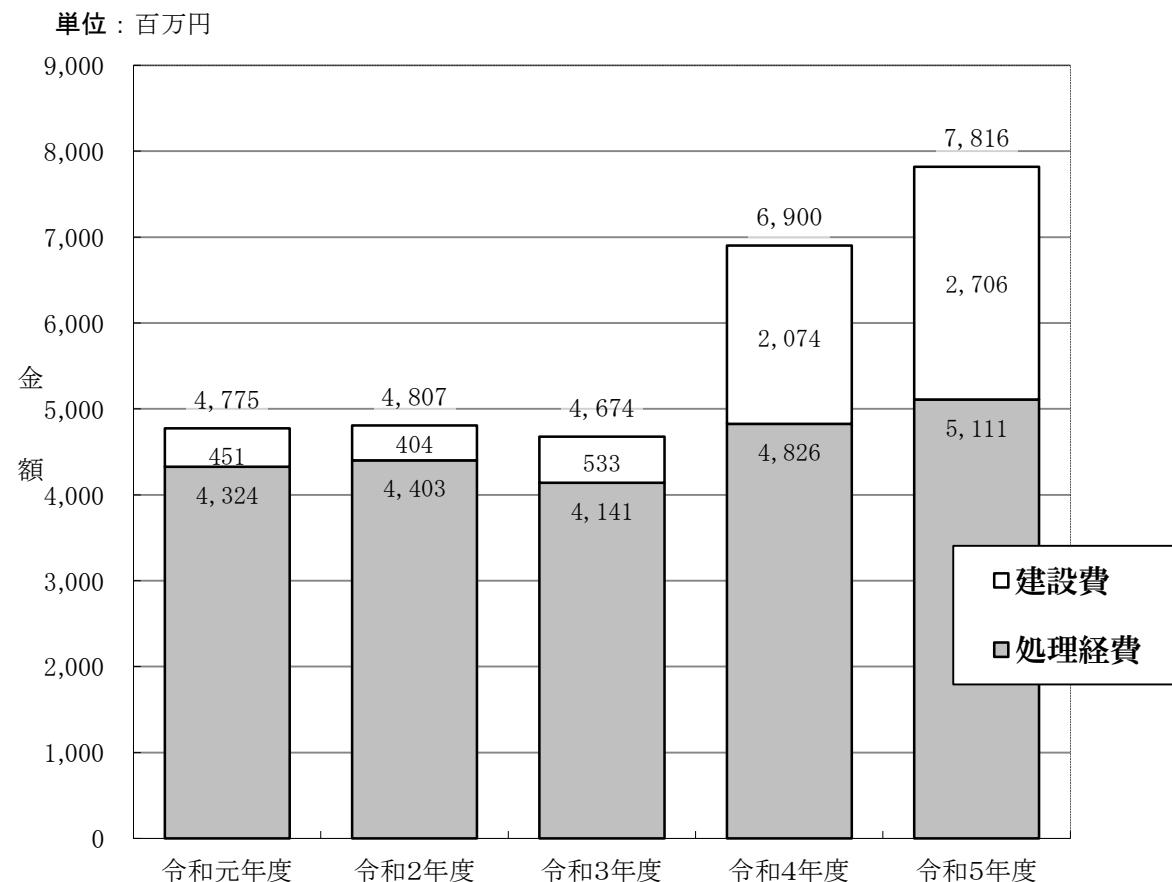
注 净化槽には、集落排水施設等
である浄化槽を含む。
また()内は、合併処理浄化槽
の数で、内数である。

(3) し尿処理経費の状況

令和5年度にし尿処理に要した経費は、総額78億1,647万円、建設費を除いた処理経費は51億1,065万円であり、し尿1キロリットル当たりの処理経費（建設費除く。）は10,438円である。

令和元年度から令和5年度までの処理経費の状況は、図-1-3のとおりである。

[図-1-3 し尿処理経費の状況]



2 ごみ処理の状況

(1) ごみの排出量及び処理

ア 令和5年度中に排出されたごみの総量は 656,585 トンで、県民1人1日当たりのごみの排出量は933グラムである。

なお、容器包装リサイクル法に基づき資源として排出された「容器包装廃棄物」の量は 32,528 トンであり、これを除くと総排出量は 624,057 トンで、県民1人1日当たりのごみ排出量は887グラムとなる。

また、ごみ回収ステーションへ県民が、排出しているごみの量の指標となる、1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの量は、544グラムである。

令和元年度から令和5年度のごみの排出量の状況は、表-1-4のとおりである。

[表-1-4 ごみの排出量の状況]

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 排 出 量 (千トン)	714 (100)	708 (99)	688 (96)	682 (96)	657 (92)
1人1日当たり 排 出 量 (グラム)	989 (100)	990 (100)	968 (98)	966 (98)	933 (94)
1人1日当たり生活系 収集可燃ごみ(グラム)	573 (100)	583 (102)	570 (99)	570 (99)	544 (95)
(参考)全国の1人1日 当たり排出量(グラム)	918 (100)	901 (98)	890 (97)	880 (96)	851 (93)

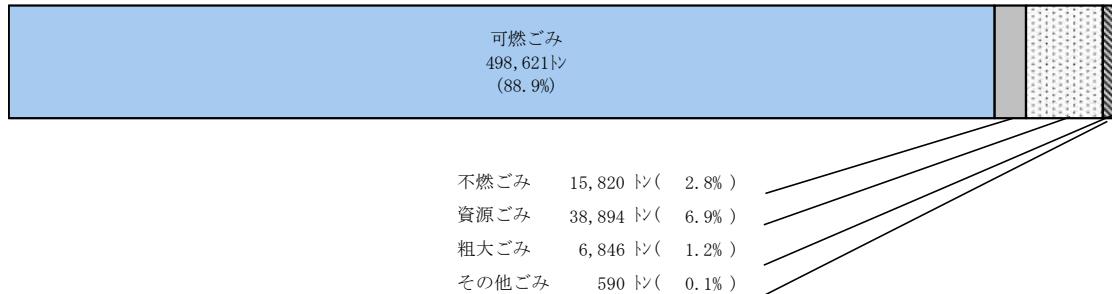
注1 () 内は、令和元年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

イ 収集状況

(ア) 計画収集

令和5年度、市町村が一般廃棄物処理実施計画に基づき、計画的に収集したごみは、560,771 トンであり、その内訳は、図-1-4のとおりである。

[図-1-4 計画収集ごみ内訳]



(イ) 容器包装リサイクル法による収集量

市町村における容器包装リサイクル法の分別収集区分に基づく収集量は、表-1-5のとおりである。

[表-1-5 容器包装リサイクル法による収集量の状況]

(単位：トン)

区分 年度	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	P E T ボトル	鋼製容器	アルミ製 器	紙パック	段ボール	紙 製 容器包装	プラスチック 容器包装	計
令和元年度	3,612 (33)	3,632 (35)	1,927 (33)	2,005 (35)	2,042 (35)	3,910 (35)	262 (32)	10,879 (31)	4,000 (22)	174 (6)	32,443 (35)
令和2年度	3,638 (33)	3,553 (35)	1,855 (33)	2,331 (35)	2,155 (35)	4,031 (35)	204 (31)	12,486 (35)	4,173 (22)	217 (6)	34,643 (35)
令和3年度	3,373 (33)	3,287 (35)	1,820 (35)	1,953 (35)	2,129 (35)	4,100 (35)	194 (31)	12,606 (35)	4,160 (22)	229 (6)	33,851 (35)
令和4年度	3,325 (33)	3,281 (35)	1,772 (35)	1,766 (35)	2,059 (35)	4,221 (35)	194 (32)	12,694 (35)	4,161 (22)	322 (7)	33,795 (35)
令和5年度	3,143 (33)	3,192 (35)	1,662 (35)	1,643 (35)	1,981 (35)	4,245 (35)	199 (32)	12,130 (35)	4,029 (22)	305 (7)	32,528 (35)

注 1 ()内は、年度末現在の分別収集実施市町村数を示す。計欄の()内は、年度末現在の市町村数を示す。

2 プラスチック容器包装は、白色トレイを含む。

(ウ) 直接搬入ごみ

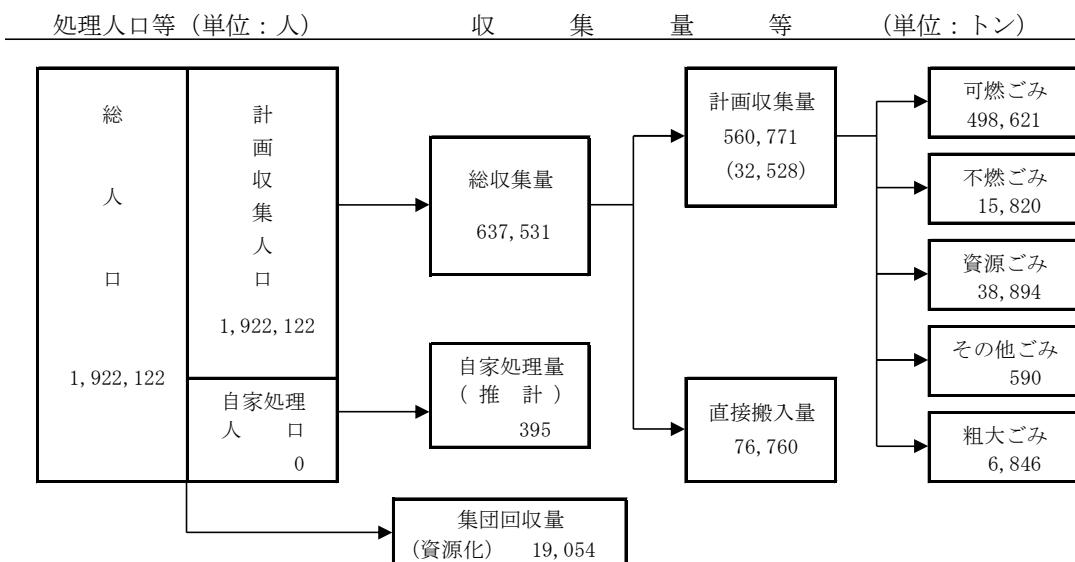
排出者自らが直接、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設又は最終処分場へ搬入するごみで、引越ごみのように一時に大量に発生するごみや事業所から生じるごみの一部がこれにあたる。

令和5年度の直接搬入量は、 76,760 トンである。

(エ) 収集状況

令和5年度におけるごみ収集の状況は、図-1-5のとおりであり、県内では、 560,771 トンが収集された。なお、395トンのごみが自家処理されている（推計）。

[図-1-5 ごみ収集の状況]

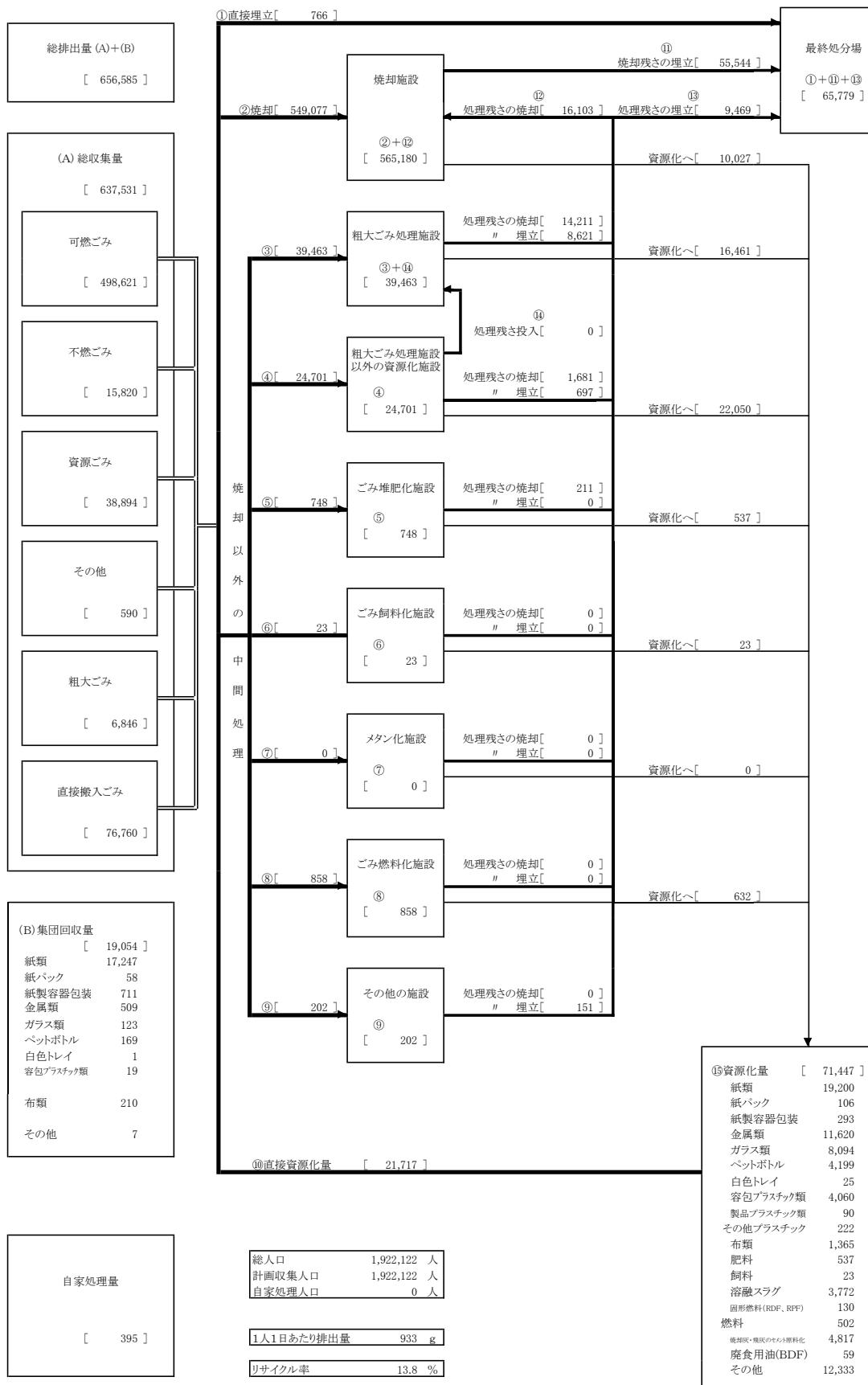


注 ()内の数値は、容器包装リサイクル法に基づく収集量

ウ 处理状況

令和5年度におけるごみ処理の状況は、図-1-6 のとおりである。

[図-1-6 ごみ処理の状況] (単位:トン)



[表－1－6 ごみ処理量、内容の推移]

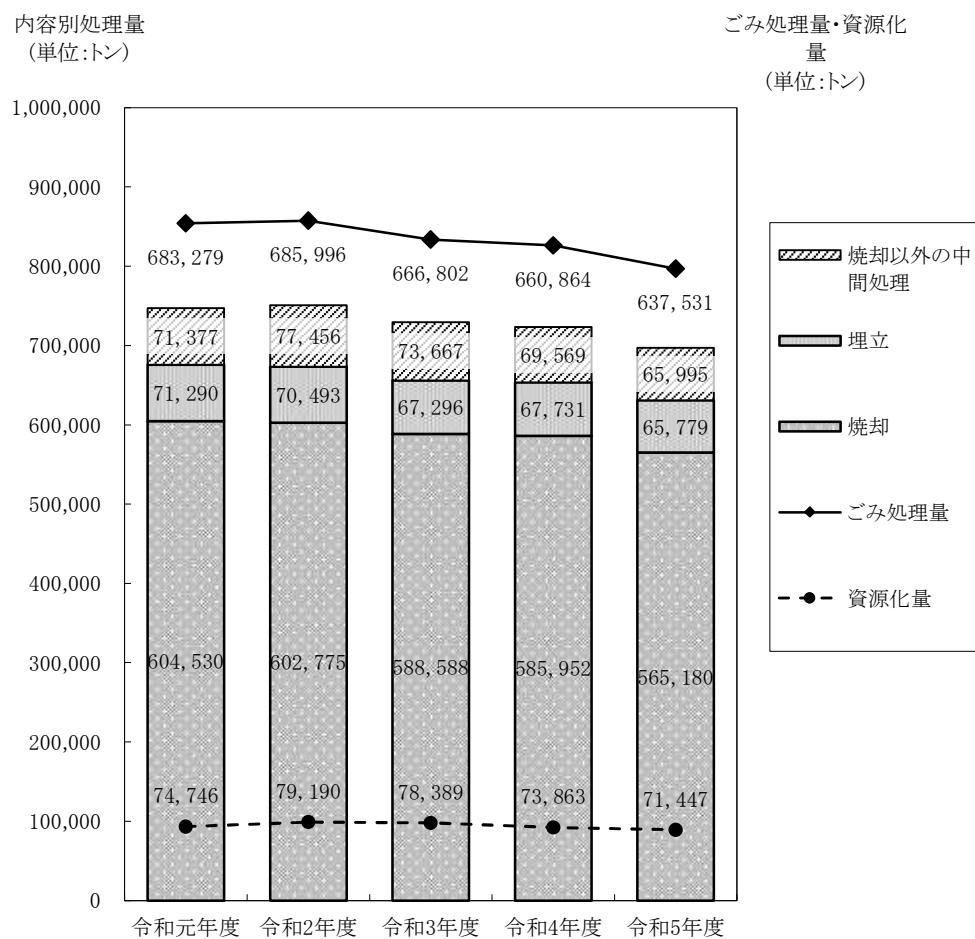
14

ごみ処理量・内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ総処理量		683,279 (100)	685,996 (100)	666,802 (98)	660,864 (97)	637,531 (93)
処理内容	焼却	604,530 (100)	602,775 (100)	588,588 (97)	585,952 (98)	565,180 (93)
	うち処理残さ	17,070	20,830	20,382	18,555	16,103
	焼却以外の中間処理	71,377 (100)	77,456 (109)	73,667 (103)	69,569 (99)	65,995 (92)
	埋立	71,290 (100)	70,493 (99)	67,296 (94)	67,731 (97)	65,779 (92)
	うち処理残さ	70,476	69,486	66,542	67,152	65,013
資源化量		74,746 (100)	79,190 (106)	78,389 (105)	73,863 (99)	71,447 (96)
うち直接資源化		23,624	25,588	24,373	23,336	21,717

注1 総処理量には、自家処理量を含まない。

2 ()内は、令和元年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

[図－1－7 ごみ処理量、内容の推移]



(ア) 焼却処理

令和5年度のごみの焼却量は、前年度よりも減少した。

令和5年度は令和元年度と比較して 6.5%減の565,180 トンとなっている。

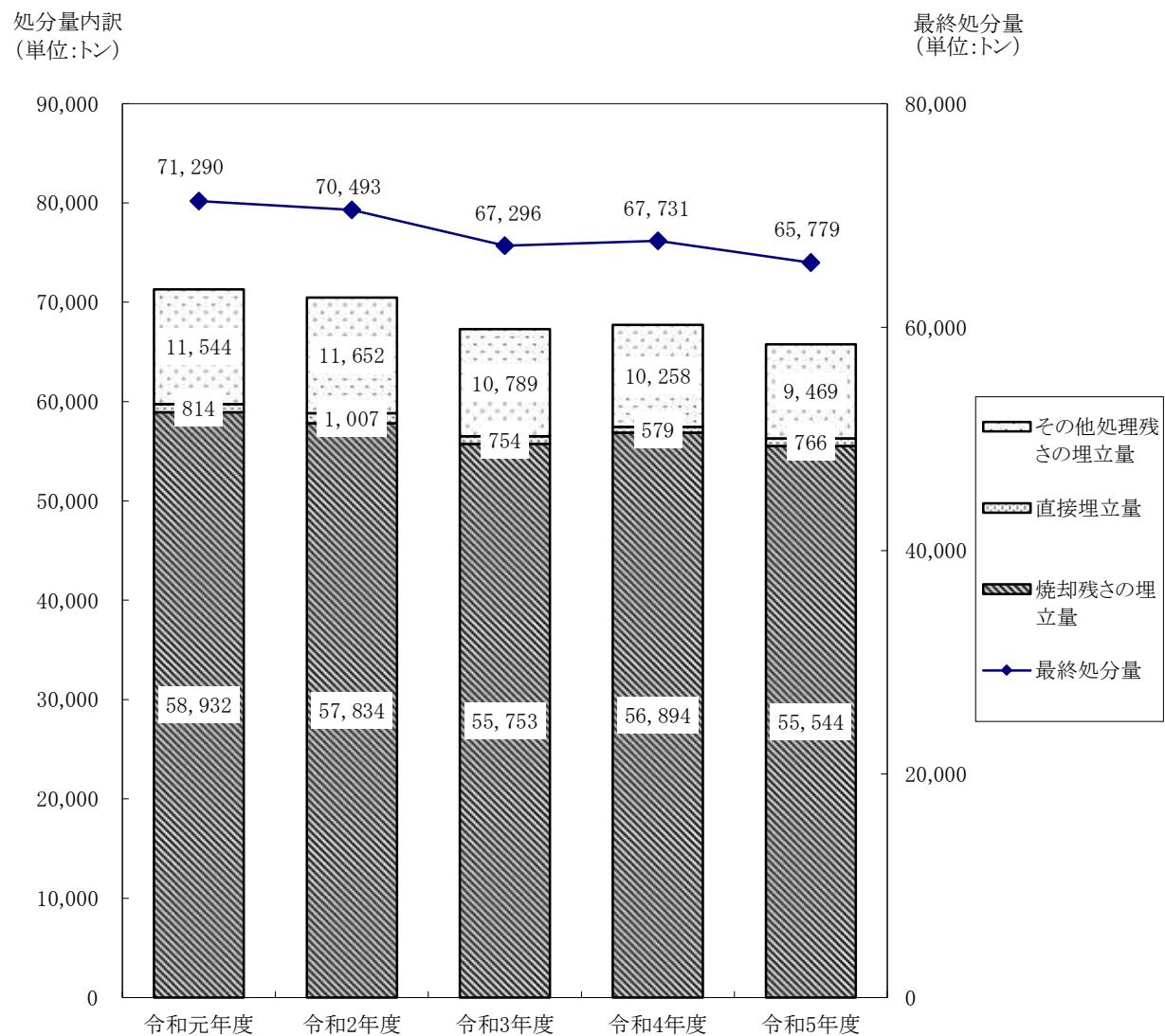
(表-1-6、図-1-7 参照)

(イ) 最終処分

ごみの最終処分量は 65,779 トンであり、内訳は焼却施設からの焼却残さ量が 55,544 トン、不燃物等の量が 10,235 トンである。

処理内訳ごとの実績の推移は、図-1-8 のとおりである。

[図-1-8 最終処分量の推移]



(2) ごみの資源化の状況

ア 収集ごみの資源化

収集されたごみは、資源の有効利用の観点から、各市町村で積極的に資源化を実施し、71,447トンの資源化が行われている。（表1-6、図1-7、図1-9参照）

[図1-9 収集ごみからの資源化の状況]

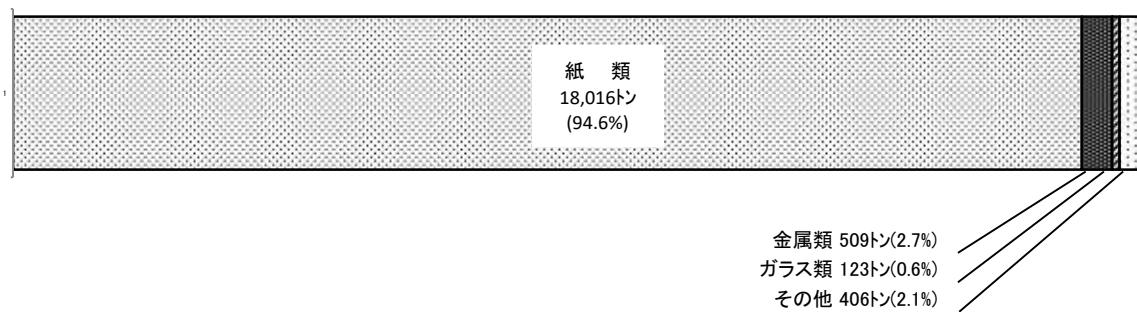


注 「その他」には、ペットボトル 4,199トン、プラスチック類 4,175トン、布類 1,365トン、肥料 537トン、溶融スラグ 3,772トン、固形燃料 130トンなどを含む。

イ 集団回収の状況

29市町村が集団回収を実施し、19,054トンが資源化されている。（図1-10参照）

[図1-10 集団回収による資源化の状況]



ウ 資源ごみの分別収集状況

分別収集は、ごみの適正処理や資源化促進等のためにも大切である。本県における令和5年度の分別状況は表1-7のとおりである。

なお、資源ごみの分別収集は県内全ての市町村で行っている。

[表1-7 ごみの分別収集状況]

	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大	可燃 不燃 資源 粗大	可燃 不燃 資源 粗大	可燃 不燃	可燃 不燃	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大
市町村数 (35)	12	12	3	8	0	0	0	0	0

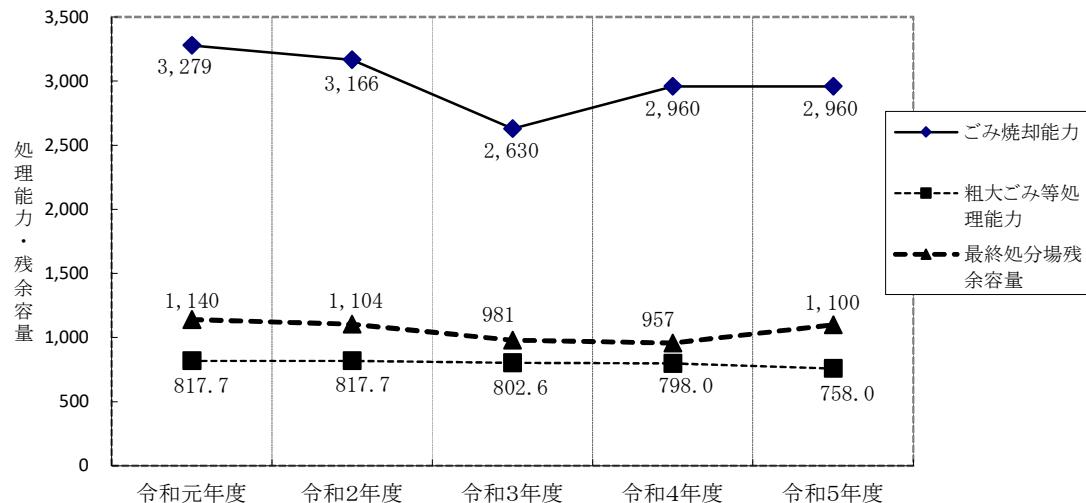
(3) ごみ処理施設の整備状況

令和5年度末現在、県内にはごみ焼却施設が18、粗大ごみ処理施設が14、その他資源化を行う施設が11、堆肥化施設が2、ごみ燃料化施設が1あり、20箇所の最終処分場が設置されている。

令和元年度から令和5年度までのごみ処理施設整備の推移は、図-1-11のとおりである。

[図-1-11 ごみ処理施設整備の推移]

単位:トン/日、千m³

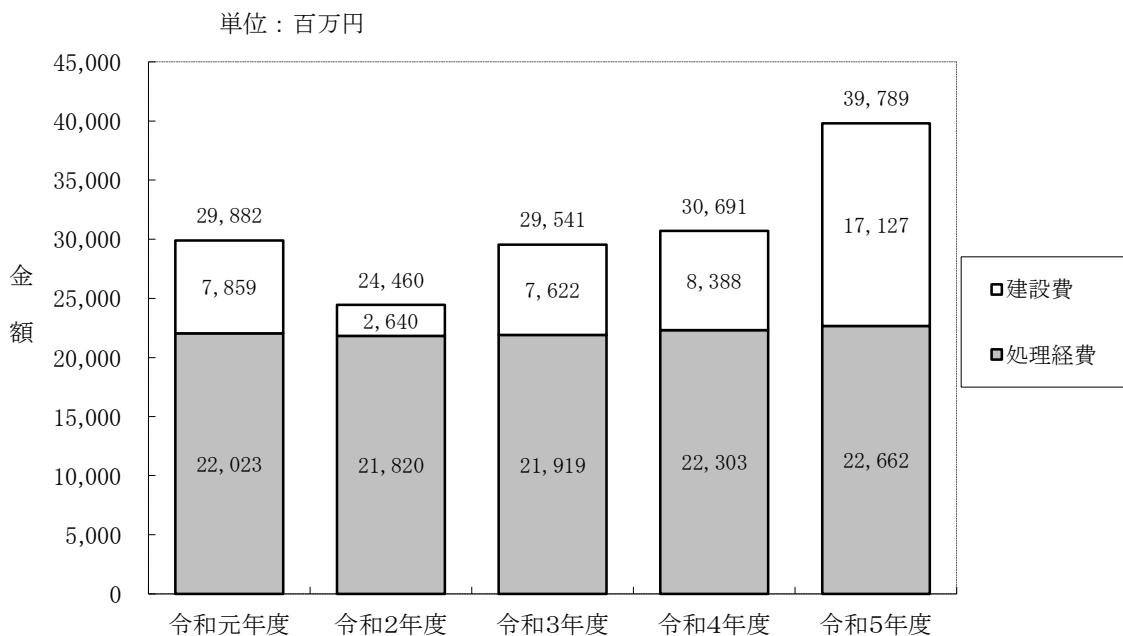


(4) ごみ処理経費の状況

令和5年度にごみ処理に要した経費は、総額397億8,940万円、建設費を除いた処理経費は226億6222万円であり、ごみ1トン当たりの処理経費（建設費を除く。）は、35,545円である。

令和元年度から令和5年度までの処理経費の状況は、図-1-12のとおりである。

[図-1-12 ごみ処理経費の状況]



(5) 災害廃棄物^{*}の排出量及び処理

令和5年度中に排出された災害廃棄物の総量は、0トンである。

令和元年度からの災害廃棄物の排出量等の状況は、表-1-8のとおりである。

* 災害廃棄物処理のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[表-1-8 災害廃棄物排出量等の状況]

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 排 出 量 (トン)	966	0	0	0	0
リサイクル率 (パーセント)	15	0	0	0	0
最 終 処 分 量 (トン)	113	0	0	0	0

(6) 災害廃棄物^{*}処理経費の状況

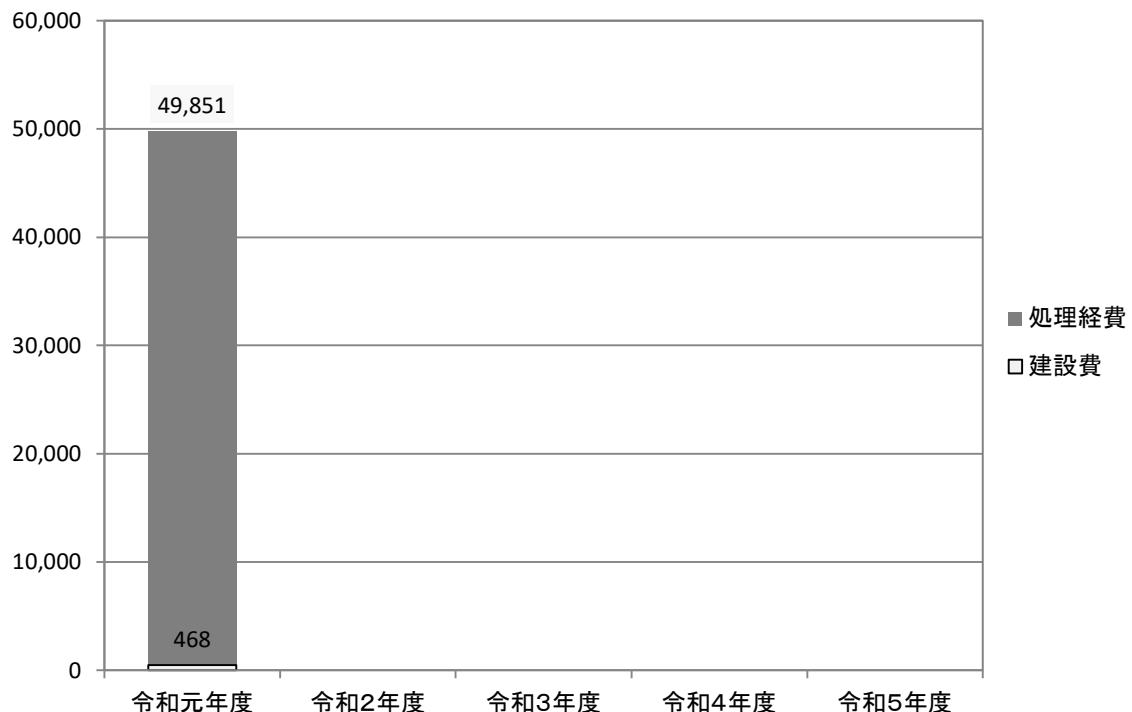
令和5年度に災害廃棄物処理に要した経費は発生していない。

令和元年度からの災害廃棄物の処理経費の状況は、図-1-13のとおりである。

* 災害廃棄物のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[図-1-13 災害廃棄物処理経費の状況]

単位：千円



(7) 指定廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法において、事故由来放射性物質についての放射能濃度(セシウム 134 とセシウム 137 の合計値をいう。)が 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、環境大臣が指定し、国が収集、運搬、保管及び処分することとなっている。

環境省によれば令和 6 年 3 月 31 日現在で、群馬県内には、浄水発生土 672.8 トン、下水汚泥焼却灰等約 514.2 トンの計 1,187.0 トンが指定廃棄物として指定されている。

国は、指定廃棄物の処理が逼迫しているとして、群馬県を含む 5 県については長期管理施設を建設し処理を進めることとしており、指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催し、県毎に指定廃棄物の長期管理施設の候補地選定等の検討を進めている。

なお、群馬県については、平成 28 年 12 月 26 日の第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定された。

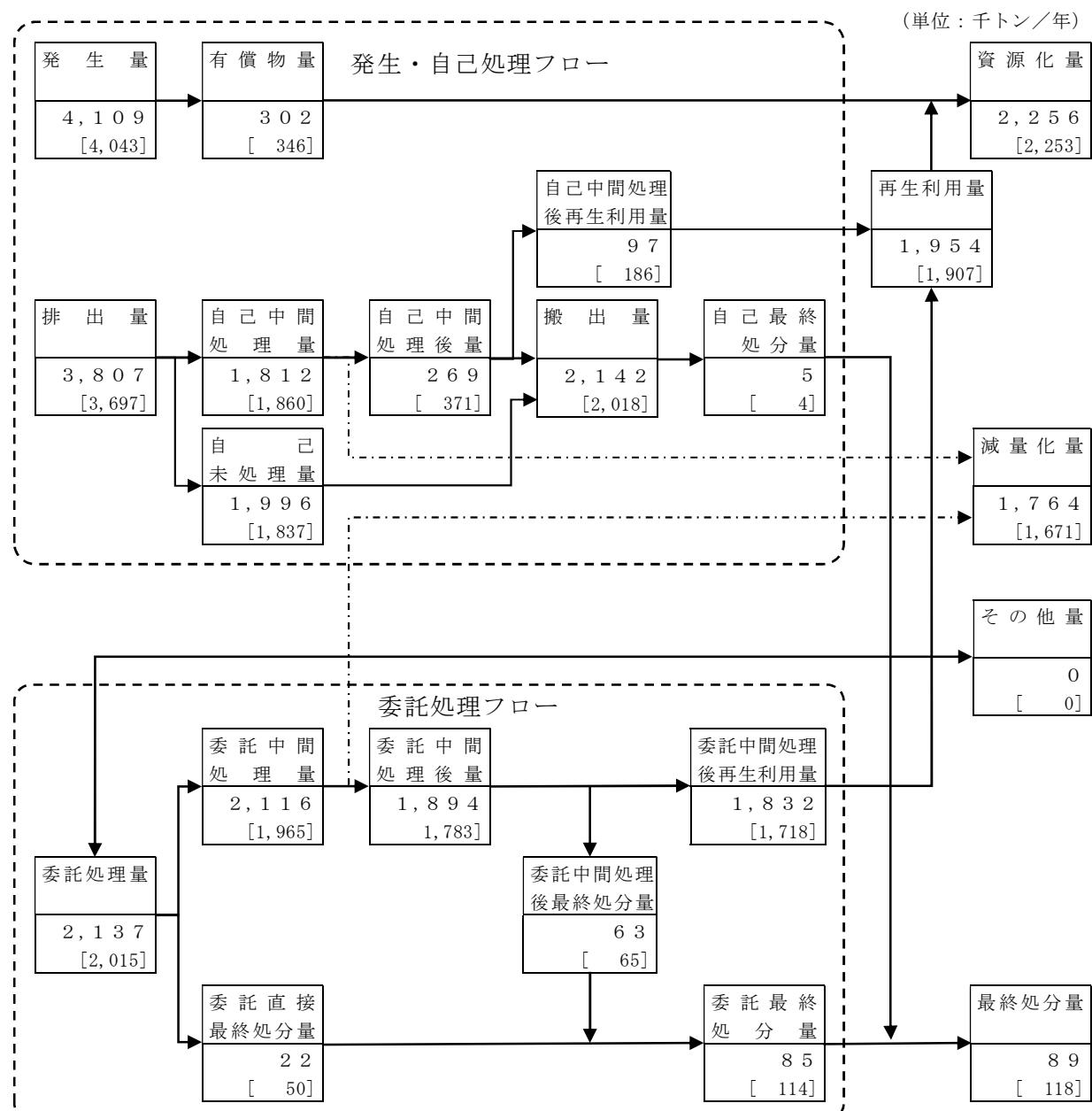
第2節 産業廃棄物

1 処理の状況

(1) 発生量及び処理状況（5年ごとの調査：令和4年度分）

本県の産業廃棄物の発生量及び処理状況については、排出事業者の抽出調査による手法で5年に一回実施している（前回の間隔は4年間）。令和5年度に排出事業者4,424事業所を抽出した廃棄物実態調査によれば、令和4年度における産業廃棄物の発生状況等は次のとおりである。

[図－1－14 令和4年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー]



注 []内は、前回調査（平成29年度）の数値

2 処分業者の実績について

(1) 埋立処分

県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量は約3.8万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約6.7千トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約3.1万トンであった。

詳細は表-1-3のとおりである（出典：令和5年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-9 令和5年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類	取扱量(トン)		
	県内発生分	県外発生分	計
燃え殻	0	0	0
汚泥	0	0	0
廃プラスチック類	2,801	14,009	16,810
紙くず	0	0	0
木くず	0	0	0
繊維くず	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0
ゴムくず	14	0	14
金属くず	6	33	39
ガラスくず等	1,634	10,542	12,176
鉱さい	0	0	0
がれき類	2,304	6,815	9,120
ばいじん	0	0	0
特) 感染性廃棄物	0	0	0
計	6,759	31,399	38,159

注1 本表は、最終処分の許可を有する者の報告を集計したものである。

2 各項目量は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 中間処理

県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量は、約190.4万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約125.8万トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約64.5万トンであった。

詳細は表-1-4のとおりである（出典：令和5年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-10 令和5年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類	取扱量(トン)			
	県内発生分	県外発生分	計	
燃え殻	158	391	550	
汚泥	32,426	17,387	49,813	
廢油	27,024	29,157	56,181	
廢酸	38	234	272	
廃アルカリ	491	698	1,189	
廃プラスチック類	80,207	66,060	146,267	
紙くず	2,870	3,639	6,509	
木くず	140,826	193,823	334,649	
繊維くず	463	2,064	2,527	
動植物性残さ	12,088	1,193	13,281	
ゴムくず	1	0	1	
金属くず	16,636	8,746	25,382	
ガラスくず等	74,643	39,908	114,551	
鉱さい	12	49	61	
がれき類	855,634	265,814	1,121,448	
ばいじん	0	19	19	
動物のふん尿	7,571	0	7,571	
動物の死体	0	0	0	
動物系固形不要物	0	0	0	
小計	1,251,090	629,182	1,880,272	
特別管理	廃油(揮発油類等)	627	924	2,215
	廃酸(腐食性)	3	7	8
	廃アルカリ(腐食性)	128	85	185
	感染性産業廃棄物	5,343	8,843	14,701
	特)廃P C B等	766	6,056	6,822
	特)燃え殻	364	1	444
	特)汚泥等	24	101	40
	特)廢油	144	451	775
	特)廢酸	0	2	2
	特)廃アルカリ	6	1	8
	特)ばいじん	69	1	2
	小計	7,474	16,470	23,945
総計		1,258,564	645,653	1,904,217

注1 本表は、中間処理の許可を有する者の報告を集計したものである。

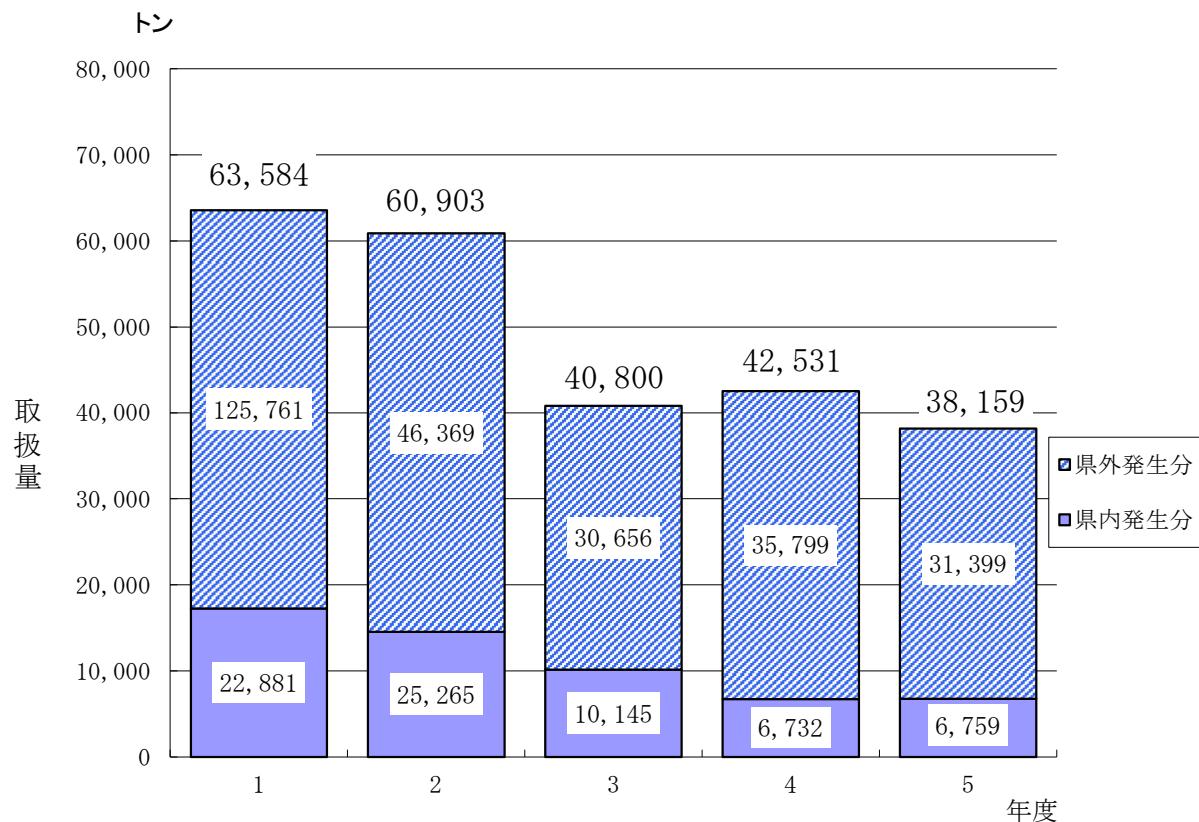
2 再生利用業の指定業者の実績を含めている。

3 「特別管理」は、特別管理産業廃棄物を示す。

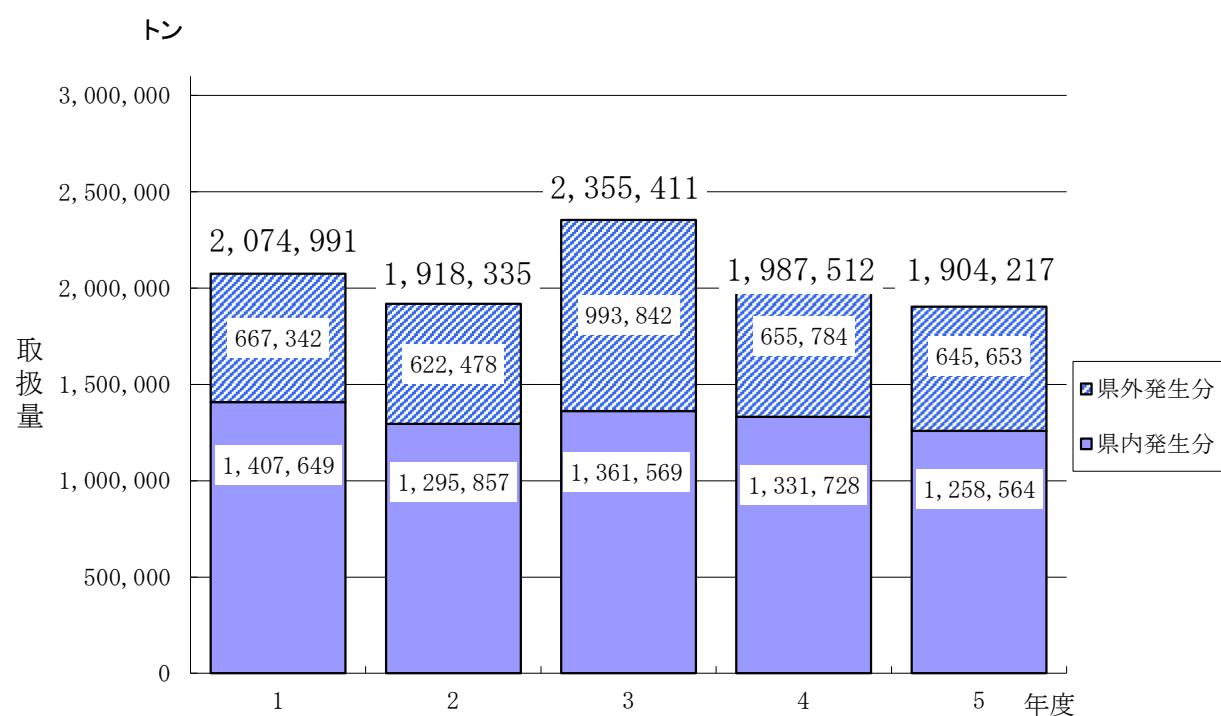
4 特)は、特定有害産業廃棄物を示す。

5 各項目量は、小数点以下の端数(表示外)があるため、合計は合わない場合がある。

[図－1－15 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移]（最終処分業者の実績）



[図－1－16 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移]（中間処理業者の実績）



3 施設の状況

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定により設置に際して知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。設置許可対象施設は、同法施行令第7条で定められた汚泥の脱水施設等の中間処理施設19種類、最終処分場3種類である。

令和5年度に設置又は変更を許可した産業廃棄物処理施設数は次のとおりである。

[表－1－11 令和5年度における設置（変更）許可施設数]

処理施設の種類	設置（変更）許可施設数	
	事業者	処理業者
廃プラスチック類の破碎施設	0(0)	0(1)
木くず又はがれき類の破碎施設	0(0)	0(2)
中間処理施設合計	0(0)	0(3)
最終処分場合計	0(0)	1(0)
計	0(0)	1(3)

注1 「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

2 () は変更許可施設数で外数である。

3 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

4 前橋市及び高崎市における許可施設数は含まない。

[表－1－12 令和5年度末における産業廃棄物処理施設数]

号	産業廃棄物処理施設の種類	設置者区分	施設数	
1	汚泥の脱水施設 (10t/日を超えるもの)	事業者	32 (7)	
		処理業者	3 (1)	
2	汚泥の乾燥施設(機械乾燥) (10t/日を超えるもの)	事業者	6 (2)	
		処理業者	1	
3	汚泥の乾燥施設(天日乾燥) (100t/日を超えるもの)	事業者	-	
		処理業者	-	
4	汚泥の焼却施設 (5t/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	2	
		処理業者	6 (1)	
5	廃油の油水分離施設 (10t/日を超えるもの)	事業者	1 (1)	
		処理業者	6 (1)	
6	廃油の焼却施設 (1t/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	4 (3)	
		処理業者	8 (2)	
7	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50t/日を超えるもの)	事業者	-	
		処理業者	-	
8	廃プラスチック類の破碎施設 (100kg/日を超えるもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	3	
		処理業者	46 (14)	
8-2	廃プラスチック類の焼却施設 (5t/日を超えるもの)	事業者	4 (1)	
		処理業者	12 (4)	
9	木くず又はがれき類の破碎施設 (5t/日を超えるもの)	事業者	35 (27)	
		処理業者	207 (90)	
10	有害汚泥のコンクリート固化形化施設	事業者	-	
		処理業者	-	
10-2	水銀を含む汚泥のばい焼施設	事業者	-	
		処理業者	-	
11	シアン化合物の分解施設	事業者	-	
		処理業者	-	
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	事業者	-	
		処理業者	-	
12	廃P C B等の焼却施設	事業者	-	
		処理業者	-	
12-2	廃P C B等の分解施設	事業者	-	
		処理業者	-	
13	P C B汚染物の洗浄施設又は分離施設	事業者	-	
		処理業者	-	
13-2	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	2 (2)	
		処理業者	11 (3)	
中間処理施設小計		事業者	89 (43)	
		処理業者	300 (116)	
14-1	産業廃棄物の最終処分場(遮断型)	事業者	-	
		処理業者	-	
14-2	産業廃棄物の最終処分場(安定型)	事業者	3	
		処理業者	20 (9)	
14-3	産業廃棄物の最終処分場(管理型)	事業者	7 (1)	
		処理業者	4 (1)	
最終処分場小計		事業者	10 (1)	
		処理業者	24 (10)	
計		事業者	99 (44)	
		処理業者	324 (126)	

注1 「号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の号番号を示す。

2 施行令第7条第13号の2は、汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃P C B等以外の産業廃棄物の焼却施設である。

3 最終処分場については、埋立てが終了していても廃止の確認がされていない施設を含む。

4 「設置者区分」欄の「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

5 施行令第7条第8号の2の破碎施設については、平成12年の法改正によるみなし許可施設を含む。

6 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

7 ()は前橋市及び高崎市内に設置された処理施設数、内数

4 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移

[表－1－13 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移] (年度当初) (単位 : 千 m³)

年 度	元	2	3	4	5
安 定 型	1,213(1,191)	1,117(1,096)	1,005(983)	1,951(1,929)	1,811(1,790)
管 理 型	755(85)	737(84)	722(83)	705(82)	692(81)
計	1,968(1,277)	1,855(1,180)	1,727(1,067)	2,657(2,012)	2,503(1,871)

注 1 排出事業者の自己処分場を含む。

2 () は処理業者が設置したもので内数

5 排出事業者への指導

産業廃棄物は、それを排出する事業者が自らの責任で適正に処理しなければならない。このため、排出事業者に対して適正処理やP C B廃棄物の届出等に係る相談・指導を実施した。

(1) 情報基盤整備事業

ア 産業廃棄物相談員の配置

産業廃棄物相談員3名を廃棄物・リサイクル課、西部森林環境事務所、東部環境事務所に配置し、令和5年度中に延べ267件の排出事業所に立入調査を実施し、排出事業者に対して廃棄物適正処理、廃棄物減量化推進等の相談・指導を行った(前橋市及び高崎市における調査件数は含まない)。

イ 群馬県ホームページ内「群馬県産業廃棄物情報」等による情報提供

群馬県ホームページ内の「群馬県産業廃棄物情報」により、○廃棄物関係新着情報、○廃棄物関係法令情報、○各種許認可・届出・報告等に関する手順及び申請書式等、○説明会・講習会開催の情報提供を、廃棄物・リサイクル課が作成した専用ホームページにより、○産業廃棄物処理業者許可情報の情報提供を行った。

(2) P C B廃棄物

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、P C B廃棄物を保管する事業者は毎年度、事業場の所在地を管轄する知事や中核市である前橋市長・高崎市長に保管及び処分の状況を届け出ることが義務づけられている。令和6年3月31日現在の保管届出状況は次のとおりである。

[表－1－14 P C B廃棄物の保管届出状況] (前橋市・高崎市届出分を含む。)

届出数 (事業場数)	P C B廃棄物の種類 (単位 : 台)			
	変圧器	柱上変圧器	コンデンサー	安定器
654	903	452	627	716

注 この他に、廃油、感圧紙、ウエス等あり。事業場数には、使用中のP C B含有機器のみを保有している場合を含む。

(3) P C B 廃棄物保管事業者等への指導（令和 5 年度）

P C B 廃棄物を保管する事業者等のうち、693 事業者（前橋市・高崎市を除く。）に對し立入検査を実施し、適正保管及び期限内の処理指導等を行った。なお、平成 29 年度からは P C B 適正処理推進員を設置し、指導を進めている。

6 産業廃棄物処理業者への指導

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するほか、産業廃棄物処理業者に委託して処理される。産業廃棄物処理業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。

（1）許可業者数

各年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、次のとおりである。

[表－1－15 産業廃棄物処理業者数の年度別推移]

年 度 末	産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業		計	
	収集運搬	処 分			収集運搬	処 分		
		中間処理	最終処分	中間処理 最終処分				
元	5,463	197(50)	4(2)	5(4)	574	14(4)	6,257(60)	
2	5,530	196(52)	4(2)	5(4)	584	13(4)	6,332(62)	
3	5,699	202(51)	5(2)	6(5)	595	13(4)	6,520(62)	
4	5,841	198(44)	5(2)	6(5)	608	13(4)	6,671(55)	
5	5,933	200(47)	5(2)	6(5)	616	13(4)	6,773(58)	

注1 産業廃棄物収集運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業の許可を重複して取得している業者がいるため、計欄は延べ業者数

2 () は、前橋市及び高崎市内のみに処理施設のある許可業者数で内数

(2) 許可件数

令和5年度の産業廃棄物処理業許可件数は次のとおりである。

[表－1－16 令和5年度における産業廃棄物処理業許可件数]

区分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬	処分	収集運搬	処分	
新規	278	1	24	0	303
更新	1,061	25	136	2	1,224
変更	91	0	12	0	103
合計	1,430	26	172	2	1,630

注 前橋市及び高崎市における許可件数は含まない。

(3) 立入検査

産業廃棄物処理業者に対しては、定期的に立入検査を実施している。

令和5年度においては、延べ237件（業の区分ごとの延べ数）の立入検査を実施し、産業廃棄物処理基準及び委託基準の遵守状況、委託契約の締結、マニフェストの使用等の状況、産業廃棄物処理施設の維持管理状況等について指導を実施した。

令和5年度の産業廃棄物処理業者に対する立入検査の実施状況は、次のとおりである。

[表－1－17 令和5年度における立入検査の実施状況]

業の区分	延べ実施件数
産業廃棄物収集運搬業	19 (13)
産業廃棄物処分業（中間処理）	216
産業廃棄物処分業（最終処分）	17
計	237

注1 複数区分の許可を取得している業者については、それぞれ重複して計上している。

2 前橋市及び高崎市における実施件数は含まない。

3 ()は産業廃棄物収集運搬業の積替保管を含む業者数で、内数。

(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援

公益社団法人群馬県環境資源創生協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等についての調査研究、研修、啓発等の事業を通じて、県民の生活環境の保全に資することを目的に、平成24年4月1日に公益社団法人として認可（前身の社団法人群馬県環境資源保全協会は平成元年4月1日に設立）された。同協会の公益性の高い普及啓発事業等に補助金を交付し、活動を支援した。（4,500千円）

7 不適正処理対策

(1) 不法投棄等不適正処理の状況

ア 不法投棄

令和5年度に県内で新たに認知した不法投棄件数は60件、投棄量は12トンであり、件数、量ともに減少した。

不法投棄が行われる場所としては、空き家や空き地、耕作放棄地など所有者や管理者の目が行き届かない場所が多い。

[表－1－18 新たに認知した不法投棄の推移] (単位：件)

年 度	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
件 数	53	56	52	47	75	68	60
県	11	11	10	3	6	4	11
前橋市	41	31	27	25	23	19	13
高崎市	1	14	15	19	46	45	36
量 (t)	1,764	780	362	62	18	18	12
県	1,450	87	148	26	1	1	1
前橋市	311	684	203	6	5	13	2
高崎市	3	9	11	30	12	4	9

[表－1－19 不法投棄された廃棄物の種類] (単位：件)

年 度	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
がれき類	2(4%)	10(18%)	2(4%)	6(13%)	9(12%)	3(4%)	3(5%)
廃 プ ラ	5(9%)	13(23%)	8(15%)	4(9%)	0(0%)	3(4%)	5(8%)
木 く ズ	3(6%)	2(4%)	2(4%)	0(0%)	2(3%)	1(2%)	1(2%)
そ の 他	43(81%)	31(55%)	40(77%)	37(78%)	64(85%)	61(90%)	51(85%)
合 計	53	56	52	47	75	68	60

注1 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

2 ()内は全体に占める割合

イ 不適正処理

「不適正処理」とは、不法投棄や不法焼却、不適正保管などの総称である。

令和5年度に県内で新たに認知した不適正処理は、91件、169tであり、種類別では、不法投棄が最も多かった。

不適正保管は、事業者が一時保管と称して資材置場等に解体廃材を溜め込む事例が多く見られる。不法焼却については、廃棄物の焼却は原則禁止である中で、いわゆる野焼きで廃棄物を処分しようとした事例が多くを占めている。

[表－1－20 新たに認知した不適正処理の推移]

年 度	H29	H30	R 元	R 2 ()内は東邦を除く	R 3	R 4	R 5
件 数	122	118	98	91 (90)	106	112	91
県	44	35	29	16 (15)	16	23	32
前橋市	65	51	37	32	27	34	18
高崎市	13	32	32	43	63	55	41
量 (t)	2,345	2,285	1,559	24,283 (609)	876	50	169
県	2,023	1,572	1,288	24,226 (552)	789	14	157
前橋市	313	693	204	6	6	17	2
高崎市	9	20	67	51	81	19	10

注 令和2年度の東邦亜鉛（株）安中製錬所から排出された非鉄スラグの不適正処理分は

1件、23,674トンである。

[表－1－21 不適正処理の種類] (令和5年度新規認知分)

区 分	不法投棄	不適正保管	不法焼却	無許可営業	無許可設置	その他	計
件 数	60(61%)	17(16%)	14(23%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	91

注 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

(2) 不法投棄等不適正処理対策

県では、未然防止・早期発見・早期解決の3つを柱に、廃棄物の不法投棄など不適正処理対策に取り組んでいる。

なお、毎年、環境月間である6月と年末の清掃等により企業や家庭から大量の廃棄物が排出される12月を「廃棄物適正処理推進強化月間」と定め、通常監視に加えて、休日監視等を行っている。

ア 監視指導体制

令和5年度は、不法投棄主監のほか、行政職員4名、出向警察官2名の計7名の体制で取り組んだ。

イ 産廃Gメンによる監視指導

令和5年度は、警察官OBである産業廃棄物不適正処理監視指導員（通称「産廃Gメン」）が4班8名の体制でパトロールを行った。（年間延べ1,440人日）

ウ 休日等の監視活動

行政機関による監視が手薄になる休日等における監視の目を確保するため、民間警備会社に監視業務を委託しており、令和5年度は年間140日の監視活動を実施した。

エ 産業廃棄物110番・不法投棄等情報受付箱

廃棄物・リサイクル課内にフリーダイヤルの「産業廃棄物110番」を設置し、広く県民から情報を受け付けている。



令和5年度の受付件数は25件で、内訳は、不法投棄が12件(48%)、不法焼却が3件(12%)、その他が10件(40%)であった。寄せられた情報については、速やかに調査を行い、事案の早期解決に活用した。

また、令和3年度からインターネット（不法投棄等情報受付箱）による情報提供も受け付けている。（R5実績：18件）

オ スカイパトロール

県警察本部の協力を得て、県警ヘリコプター「あかぎ」を利用し、空からの監視を行っている。令和5年度は17回実施（前橋市及び高崎市実施分を含む）し、1件の不適正処理事案を発見した。

カ 産業廃棄物収集運搬車両の路上調査

主に県外から流入する産業廃棄物を対象として、産業廃棄物収集運搬車両の路上調査を行っている。

令和5年度は、「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称「産廃スクラム37」）の事業として、本県を含む37都県市が10月6日に一斉実施した。

（本県の実施場所：みなかみ町の国道17号月夜野情報ターミナル駐車場）

キ 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応を強化するために、市町村職員を群馬県職員に併任して産業廃棄物に関する立入検査権を付与している。令和5年3月31日現在の併任職員数は、33市町村112名である。

ク 不法投棄監視カメラの貸出し

市町村と連携した廃棄物不法投棄監視体制の強化により、不法投棄の未然防止、拡大防止及び原因者の特定をするため、市町村に不法投棄監視カメラを貸し出している。

令和5年度の貸出件数は、2件であった。

ケ 意識啓発

各種広報媒体やチラシを活用して、適正処理の推進や不法投棄の未然防止及び情報提供を呼びかけた。

コ 廃棄物不適正処理防止啓発事業

廃棄物の不適正処理防止を啓発するため、県警や中核市、(公社)群馬県環境資源創生協会、ほか関係団体と群馬県廃棄物不適正処理防止啓発推進本部を設置し、「廃棄物不適正処理防止啓発県民の集い」を継続開催していた。

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響により2年間中止になったことを踏まえ、「県民の集い」に替えて、新たに「動画配信による啓発事業」を実施した。

令和5年度も、同事業の継続実施を推進本部で決定し、動画制作を行った。

※ YouTuber(群馬のヤンキー)による動画制作(R6年1月から配信中)

①本編動画『群馬県からの疑いが晴れません』

<https://youtu.be/LVYpWCLG0AI> (群馬のヤンキーチャンネル)

②紹介用動画 ア『不法投棄を絶対に許さない群馬のヤンキーEP2』

イ『不法投棄を絶対に許さない群馬のヤンキーEP2 アルバム編』

ウ『不法投棄を絶対に許さない群馬のヤンキーEP2 電池編』

(群馬県の動画情報発信サイト tsulunos)

8 土砂埋立ての適正化

(1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制

建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落が心配されている。

これらの状況も踏まえ、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(群馬県土砂条例)」を制定した。(平成25年6月21日公布、同年10月1日施行)

厳正な許可審査や立入検査等により土砂等の埋立て等の適正化を推進するとともに、広報啓発、不適正処理対策と同様の監視指導、警察及び関係機関との連携により、不適正事案等の未然防止・早期発見・早期解決に取り組んでいる。

(2) 主な規制の内容

ア 土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の規制

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準(土壌基準)を規則で定め、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止する。

イ 特定事業の許可

土砂等による埋立て等を行う区域以外の区域から排出又は採取された土砂等により、3,000m²以上の埋立て等を行う事業(特定事業)を許可の対象とし、特定事業を行おうとする者(事業者)は、原則として知事の許可を要する。

ウ 土砂等の搬入の事前届出

排出現場の確認及び土壌の安全性を担保するため、許可を受けた事業者は、土砂等を搬入する 10 日前までに、排出現場ごとの土砂等排出元証明書及び当該土砂等に係る土壤検査証明書を添付のうえ、届出書を提出しなければならない。

エ 定期検査及び立入検査

許可を受けた事業者に対し、特定事業区域の定期的な土壤検査及び検査結果の報告を義務付けるとともに、立入検査を実施する。

[表－1－22 特定事業の許可状況]

(単位：件)

年 度	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
許 可	5	7	6	10	3	9
変更許可	4	2	1	2	0	1

(3) 市町村との連携

群馬県土砂条例の規制が及ばない 3,000 m²未満の土砂の埋立て事案に対応するためには、各市町村において、地域の実情に合わせた市町村土砂条例を制定することが不可欠である。

このため、市町村に対して、市町村土砂条例“例”的提供、条例制定の必要性の説明など、市町村土砂条例の制定促進に取り組んでいる。

令和 5 年度は、条例運用における課題や盛土規制法施行に向けた県の対応等の情報交換のため、全市町村を対象とした群馬県土砂条例連絡会議を開催した（web 開催）。

[表－1－23 土砂条例を制定している市町村] (29 市町村) (令和 6 年 3 月 31 日現在)

市町村	桐生市・沼田市・館林市・渋川市・富岡市 ・安中市・みどり市・榛東村・吉岡町・神 流町・下仁田町・甘楽町・中之条町・高山 村・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町 ・玉村町・明和町・千代田町	太田市・ 伊勢崎市・ 上野村	高崎市・ 板倉町・ 邑楽町	前橋市・ 藤岡市
許可対象面積	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上
県条例の適用	3,000 m ² 以上			適用しない

9 処理施設の確保

(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和5年度）

産業廃棄物処理施設設置者に対して低利の融資を行うことにより、処理施設の設置促進を図るため、昭和63年度から「産業廃棄物処理施設整備資金」を設けている。

ア 融資枠 3億円（再生利用施設整備対策として別途5億5千万円）

イ 融資対象者 県内の中小企業者及び中小企業団体

（産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物関係団体）

ウ 資金用途 産業廃棄物を処理するための設備に要する資金

（例）再利用施設、中間処理施設、最終処分場、焼却施設の改造

エ 融資限度額 一般 5,000万円以下

再生利用施設 7,000万円以下

オ 融資期間 7年（うち据置1年）以内。ただし、建物の新築または改築は10年（うち据置1年）以内

カ 融資利率 保証なし 年1.7%以下

保証付き

責任共有制度対象	年1.4%以下
責任共有制度対象外	年1.3%以下

キ 申込先 金融機関（借入れ申込前に県廃棄物・リサイクル課と協議が必要）

(2) 最終処分場モデル研究事業

モデル研究事業制度は、民間事業者の確実な施設設置計画に対して、県有地の貸与、県による地元調整、周辺施設の整備に対する助成等、県が積極的に支援するとともに、施設の設置及び運営が適正に行われるよう県が指導監督することにより、住民にとって安全で安心できる施設の確保を図ろうとしたものである。

この制度に基づき、安定型最終処分場については、平成12年3月に桐生市新里町関地区内において工事に着手し、平成14年にはⅠ期工事が竣工し、同年2月から稼動。平成18年1月に残余のⅡ期工事が竣工され、現状の処分場が完成。平成29年1月20日をもって埋立てが終了し、令和元年9月30日に廃止した。

ア 最終処分場モデル研究事業の概要

	モデル研究事業	一般の処分場
処分場の設置・運営	民間事業者	民間事業者
地元調整	県が調整	事業者が調整
用地	県有地を事業者に貸与	事業者の所有、借地
地元協定	安全性・環境の協定は義務	要求があった場合、協定化
監視体制	県が常時監視、地元立入検査	自己監視、県は定期検査
事故等の保証	事業者（保険加入義務あり） 県（土地所有者の責任）	事業者（保険加入義務なし）
周辺整備への補助	市町村事業に対する補助	原則なし

イ 安定型モデル最終処分場の概要

(ア) 施設の位置

桐生市新里町閑地内

(イ) 全体面積 10.16 ha

内訳	最終処分場用地 3.94 ha 残置森林用地 6.22 ha
----	-----------------------------------

(ウ) 最終処分場の具体的内容

a 埋立容量 365,016.19 m³

(平成 26 年 6 月 10 日付届出により 333,000 m³から変更)

b 埋立品目 安定 5 品目（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず）

c 埋立終了 平成 29 年 1 月 20 日

d 廃止 令和元年 9 月 30 日

第3節 減量化、リサイクル

1 減量化・リサイクルの状況

産業廃棄物及び一般廃棄物の減量化・リサイクルの状況は、次表のとおりである。

[表－1－24 産業廃棄物減量化・再生利用状況]（令和5年度群馬県廃棄物実態調査結果（令和4年度実績））

※調査は毎年実施していないため、令和4年度データが最新になります。 (単位：千トン／年)

区分 種類	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
燃え殻	4	0 (0)	4 (100)	0 (0)
汚泥	1,760	1,521 (86)	224 (13)	14 (1)
廃油	82	55 (67)	26 (32)	1 (1)
廃酸	39	15 (38)	24 (62)	0 (0)
廃アルカリ	25	16 (64)	9 (36)	0 (0)
廃プラスチック類	147	36 (24)	100 (68)	11 (7)
紙くず	7	0 (0)	7 (100)	0 (0)
木くず	158	13 (8)	144 (91)	1 (1)
繊維くず	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)
動植物性残さ	154	65 (42)	89 (58)	0 (0)
動物系固形不要物	—	—	—	—
ゴムくず	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)
金属くず	73	0 (0)	72 (99)	1 (1)
ガラスくず等	213	0 (0)	192 (90)	21 (10)
鉱さい	158	21 (13)	120 (76)	17 (11)
がれき類	926	0 (0)	915 (99)	12 (1)
ばいじん	13	0 (0)	12 (92)	1 (8)
その他産業廃棄物	47	21 (45)	17 (36)	9 (19)
合計	3,807	1,764 (46)	1,954 (51)	89 (2)

注1 数値欄の「0」は、千トン未満の数値があることを示す。

2 減量化量、再生利用量、最終処分量は、中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮せずに集計した量

3 各区分ごとの()内の数値は、排出量に対する割合を示す。

4 各種類ごとに「その他量」があるため、減量化量、再生利用量、最終処分量を合計しても排出量及び100%にはならない場合がある。

〔表－1－25 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況〕(令和5年度)

環境 (森林) 事務所	市町村名	収集ごみからの資源化の状況																
		紙類	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色レイ	容器包装プラスチック類	製品プラスチック類	その他プラスチック	布類	肥料	飼料	溶融スラグ	固形燃料	燃料	焼却灰・飛灰のセメント原料化
		19,200	106	293	11,620	8,094	4,199	25	4,060	90	222	1,365	537	23	3,772	130	502	4,817
中部	前橋市	3,345			1,684	1,742	934		1,666			566					1,596	8
	伊勢崎市	2,113	10		399	288	152					250						
	玉村町	222		23			98	2										
	渋川市	8			325	119												6
	棟東村	63	1		8	1	10					3						
	吉岡町				29	38	12											
西部	高崎市	4,550	15		1,817	265	533	1	664			48						17
	安中市	461			14	22	7					63				130		4
	藤岡市	660			374	263	138		7	2		5					2,022	5
	上野村				8	10	3											
	神流町				132	115	41		68			5						
	富岡市	544										46						
	甘楽町	275	1		114	59	36		29	7		23						3
	下仁田町	42			24	22	8		13			1						
吾妻	南牧村	6			94	88	31		52			3						
	中之条町	183	2	93	93		2											
	高山村	31		18														
	東吾妻町	117	1	70	65	43												
	長野原町	381			102	144	115											
	嬬恋村	245			221	75	16			215								
利根沼田	草津町				9	32	11	6			6	1						
	沼田市	775	6		205	409	205		245			11						
	川場村	66	36		1,331	1,022	471	9	508						3,231			
	昭和村				390	456	244		279	37							1,101	
	片品村	84	1		115	141	49					62	489					
東部	みなかみ町	330	1		103	89	1		52	13		28						
	太田市	69			83	17	4											
	館林市	1,612	1		1,920	1,505	364				136							8
	板倉町	201	2		66	51	63		100	1		2	23	80				1
	明和町	215	8	84	277	225	109	2	129	26		37			301			2
	千代田町	443	3		130	99	36	1	39	4		23			160		502	1
	大泉町	255			730	215	260	4			1	3						
	邑楽町	10	1		279	84	76											
	桐生市	1,701	13	5	226	218					64						98	
	みどり市	193	4		253	237	170		209			33						4

(単位: t)

集団回収による資源化の状況												
その他	計	紙類	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装アラバチック類	布類	その他	計
12,333	71,447	17,247	58	711	509	123	169	1	19	210	7	19,054
1,649	13,190	5,347							148			5,495
	3,212	577	3						3			583
126	471	314	3	23	4	1			2			347
2	460	1,039	2	579	110	11			9			1,750
	86	80										80
10	89	152	1	68	15	2			2	2		242
1,041	8,951	3,488	19		117	26			31			3,681
104	805	616	3		55		113		6			793
161	3,637	899	5		27		18					949
3	24	27			9	11			4			51
42	403											
	590	822	2		6	2			2			834
12	559											
7	117	26										26
32	306	14										14
12	385	25	3	13	1							42
17	66	13		7	4							24
2	298	30		11	1							42
19	761	23			1	1						25
133	905											
	65	45										45
17	1,873	292	1		9	2			4			308
6,225	12,899											
	2,507	193	12		28	60	34	1	19			347
58	999											
181	798	50			1		4					55
	173	1,671			56	2			2	1		1,732
83	5,629	568	4		10				1			583
49	639	59			5							64
173	1,588	45		10								55
333	1,774	2										2
971	2,439											
	450	25			1							26
755	3,080	428			34	2						464
116	1,219	377			15	3						395

2 自動車リサイクルの状況

(1) 使用済自動車の引取台数の状況

令和5年度全国における使用済自動車の引取台数は約273万台となり、昨年度より約13万3千台減少した。本県では約3千台減少して約5万8千台となった。

[表－1－26 使用済自動車の引取台数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

(単位：台)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
70,643	70,239	67,291	60,884	58,097

(2) 登録、許可業者数(令和5年度末現在)

令和5年度本県における引取・フロン類回収登録業者数、解体・破碎許可業者数の合計は708事業者で、昨年度から9事業者増加した。

[表－1－27 登録、許可業者数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破碎業者	合 計
398(399)	163(158)	125(120)	22(22)	708(699)

注 () 内は、昨年度の登録、許可業者数

(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導(令和5年度)

自動車リサイクル法関連事業者に対しては、立入検査計画を策定し、計画的に検査を実施している。特に、令和5年度に登録や許可期間の満了を迎える事業者を中心に、126事業者(前橋市及び高崎市を除く。)に立入検査を実施し、法令基準の遵守指導、更新手続等の教示を行った。

[表－1－28 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]

引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破碎業者	合 計
53(49)	35(36)	36(40)	2(9)	126(134)

注 () 内は、昨年度の立入検査実施数

(4) 遅延報告状況

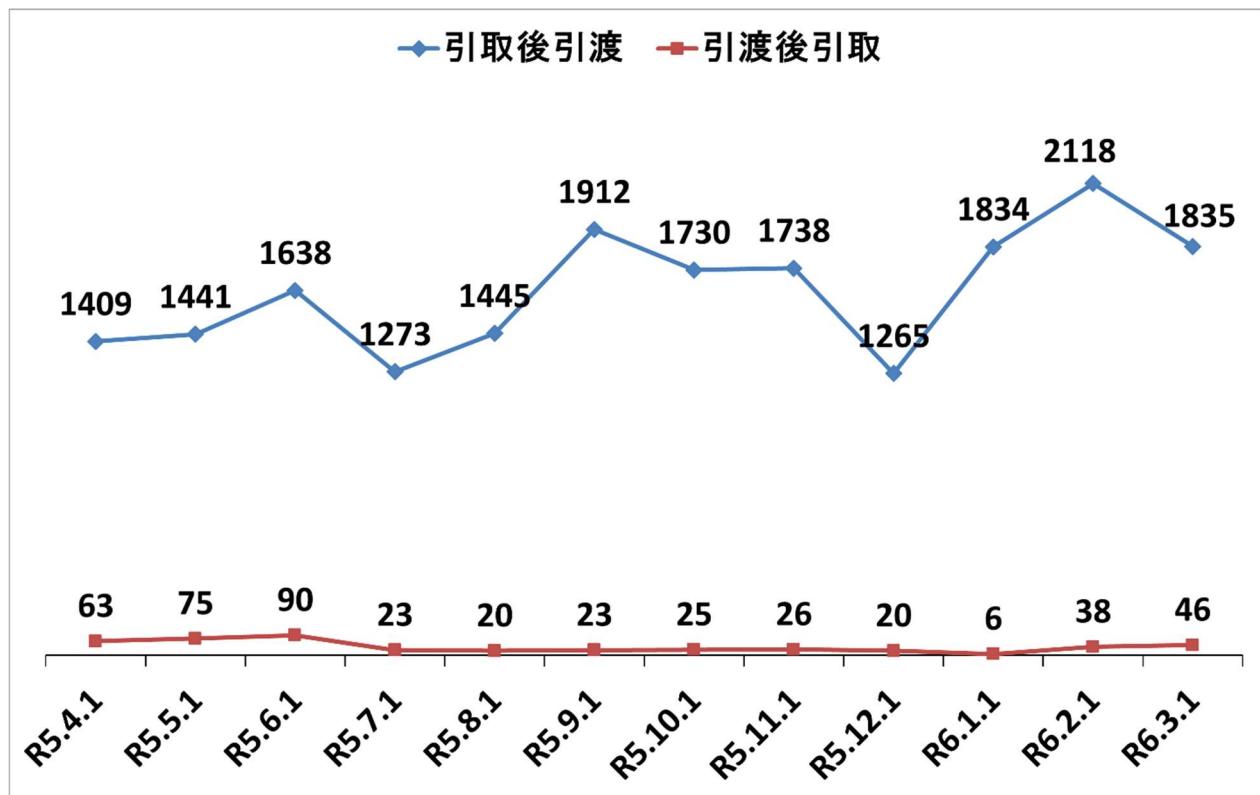
使用済自動車、エアバッグ類の遅延報告の合計は、次表のとおりである。

引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破碎業者の順で使用済自動車は解体等の作業が行われる。各業者間で使用済自動車の引き取り、引き渡しが行われる都度、自動車リサイクルシステムに報告(登録)が必要となる。

しかし、引き取った後に、法令で定められた期限を過ぎても次の業者に引き渡した報告がされない場合は「引取後引渡」が、引き渡したにもかかわらず、引き取りをした報告がされない場合は「引渡後引取」が、遅延している旨の連絡が、公益財団法人

自動車リサイクル促進センターから管轄する自治体にされる。

[図－1－17 遅延報告状況] (前橋市分・高崎市分を除く県内) (単位：台)



3 家電リサイクルの状況

(1) 引取の状況

令和5年度に県内5つの指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は、約2,880万台で、前年度比約14.1%減少した。

[表－1－29 家電4品目引取台数推移] (単位：万台)

品目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エアコン	871	919	817	873	831
ブラウン管式テレビ	217	216	157	122	94
液晶式・ プラズマ式テレビ	607	701	693	640	530
電気冷蔵庫・ 電気冷凍庫	892	860	813	774	637
電気洗濯機・ 衣類乾燥機	1,137	1,086	1,081	944	788
合 計	3,724	3,782	3,562	3,351	2,880

注 台数は四捨五入してあるため各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

4 小型家電リサイクルの状況

(1) 実施状況

小型家電の具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なっており、令和5年度は35市町村が小型家電の回収を実施している。

第4節 プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」に向けた取組

1 プラスチックごみの削減

県では、2050年面向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言4として「プラスチックごみ『ゼロ』」を掲げ、その実現面向けた環境にやさしい買い物スタイルの普及や、グリーン購入の推進、県主催の事業等におけるリユース食器の活用、各種媒体による広報等を実施している。

令和5年度には、県内事業者のプラスチックごみ削減の取組を広く紹介することで、取組を応援し、その拡散・拡大を目指すとともに、これらの取組が県民のライフスタイルの変革につながるよう、「ぐんまプラごみ削減取組店登録制度」を創設した。同年度末の登録店数は269店で、更なる拡大を目指している。

[表－1－30 ぐんまプラごみ削減取組店登録店数]

年度	小売業	宿泊業	クリーニング業	合計
令和5年度	116	2	151	269

また、7月に、県内事業者及び県立大泉高校との連携により、「ヨシストローで脱プラカフェ」と題して、プラスチック代替製品の「ヨシストロー」を広く紹介するイベントを実施した。

2 食品ロスの削減

県では、2050年面向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言5として「食品ロス『ゼロ』」を掲げその実現面向け、「MOTTAINAI」の心で食品ロスをなくすMOTTAINAI運動の推進やフードバンク活動の支援に取り組んでいる。

(1) MOTTAINAI運動の推進

ア 「食べきり協力店」登録制度

食品の食べ残し削減や食材の使いきりに取り組む飲食店や旅館・ホテル、食料品小売店を「食べきり協力店」として登録し、生ごみの減量や食品ロスの削減を推進している。各年度末の登録数は次のとおりである。

[表－1－31 食べきり協力店登録数（年度別推移）]

年度	飲食店	旅館・ホテル	食料品小売店	合計
令和元年度	270	34	147	451
令和2年度	318	45	154	517
令和3年度	348	44	156	548
令和4年度	380	54	152	586
令和5年度	395	51	143	589

イ 「3きり運動」「30・10運動」の広報啓発

県民に対し、各種広報媒体を活用して運動の実践を呼びかけた。

(2) フードバンク活動の支援

県ホームページに県内フードバンク活動団体の情報を掲載するほか、フードバンク活動団体を集めての情報交換会を行った。

フードドライブの普及拡大を図るため、10月に県庁及び地域機関、12月に県庁及びぐんま環境フェスティバルでフードドライブを実施し、県内フードバンク活動団体に956.2kgの食品を寄附した。

第2章 関係資料

第1節 一般廃棄物関係

1 し尿処理関係

表－2－1 し尿処理の状況（令和5年度）

環境 (森林) 事務所	市町村別	総 人 口	水 洗 化 人 口				集落排水施設等	水洗化率 (B+C+D+E)/A	汚水衛生 処理率 (B+C+d+E)/A	非水洗化人口		市町村等 による 処理率 (B+C+D+E+F)/A
			公共下水道 B/A	コミュニティアート C/A	淨化槽 D/A	合併処理浄化槽 d/A				計画収集 人口 F	自家処理 人口 G	
			人 1,922,122	人 987,496	人 18,030	人 750,694	人 429,165	人 94,178	% 96.3	% 79.5	人 71,702	人 22
中部	前橋市	329,926	229,241	2,845	69,300	49,913	23,487	98.5	92.6	5,053		100.0
	伊勢崎市	212,391	68,876		119,546	61,565	8,341	92.5	65.3	15,628		100.0
	玉村町	35,752	28,785		6,768	2,080		99.4	86.3	199		100.0
	渋川市	73,274	29,380	745	18,985	9,265	16,848	90.0	76.8	7,316		100.0
	棟東村	14,649	6,784		3,753	2,304	3,941	98.8	88.9	171		100.0
	吉岡町	22,536	11,800		7,476	5,455	3,130	99.4	90.5	130		100.0
西部	高崎市	368,196	269,278		91,015	41,973	2,581	98.6	85.2	5,322		100.0
	安中市	54,781	16,846		35,842	18,914		96.0	65.3	2,093		100.0
	藤岡市	62,391	16,480		43,221	26,921		95.6	69.6	2,690		100.0
	上野村	1,049			1,018	1,018		96.8	97.0	31		100.0
	神流町	1,587			1,358	848		85.3	53.4	229		100.0
	富岡市	45,996	9,528		33,061	17,334	1,510	95.6	61.7	1,893	4	100.0
	甘楽町	12,504	8,841		2,238	969	1,157	96.3	87.7	268		100.0
	下仁田町	6,352			5,142	2,273		80.8	35.8	1,192	18	99.7
	南牧村	1,524			1,059	639		69.3	41.9	465		100.0
吾妻	中之条町	14,643	7,658		3,446	2,242	2,768	94.2	86.5	771		100.0
	高山村	3,283			1,782	1,484	1,333	94.9	85.8	168		100.0
	東吾妻町	12,415	2,108		7,547	5,491	1,484	87.3	73.2	1,276		100.0
	長野原町	5,303	1,976		1,973	753	975	92.7	69.8	379		100.0
	嬬恋村	9,545	3,360		3,317	2,761	2,415	93.6	89.4	453		100.0
	草津町	6,037	4,529		1,499	826		99.8	88.7	9		100.0
利根沼田	沼田市	44,580	25,931		13,738	8,065	1,942	92.8	80.6	2,969		100.0
	川場村	3,078	2,297		540	293		92.1	84.1	241		100.0
	昭和村	7,033			2,063	1,617	4,190	88.0	82.6	780		100.0
	片品村	4,016	1,006		2,421	1,047	470	96.9	62.8	119		100.0
	みなかみ町	17,376	7,215		9,482	5,690	22	96.1	74.4	657		100.0
東部	太田市	222,484	84,525	11,703	106,486	60,372	12,800	98.0	76.1	6,970		100.0
	館林市	74,205	32,975	1,872	35,669	25,320	653	95.9	82.0	3,036		100.0
	板倉町	13,801	2,357		10,782	8,845		95.6	81.2	662		100.0
	明和町	10,822	4,653		5,969	3,082		97.9	71.5	200		100.0
	千代田町	10,979	2,149	644	7,170	4,368		90.6	65.2	1,016		100.0
	大泉町	41,476	9,602		29,984	20,178		94.8	71.8	1,890		100.0
	邑楽町	25,850	7,178		17,349	8,510		94.2	60.7	1,323		100.0
	桐生市	103,302	77,300	221	18,261	8,446	3,429	96.0	86.5	4,091		100.0
	みどり市	48,986	14,838		31,434	18,304	702	94.8	69.1	2,012		100.0

注 各市町村の年間総排出量は、より実態に近い値に近づけるため、平成21年度分の集計から、次のとおり算出方法を改めた。

- ①各市町村の年間総排出量の算出方法（旧）：各市町村の非水洗いし尿収集量×各市町村の総人口
- ②各市町村の年間総排出量の算出方法（新）：県全体の非水洗化し尿収集量×県全体の計画収集人口×各市町村の総人口

年間 総排出量 イ (t/F*A)	計画収集量						自家処理量	1人1日 排出量 t/F*1000 /365	備考			
	年間総収集量		処理内容別									
	し尿 t	浄化槽 汚泥 t	し尿 t	浄化槽 汚泥 t	その他 t							
kL/年 1,199,672	kL/年 489,634	kL/年 44,752	kL/年 444,882	kL/年 454,687	kL/年 43,157	kL/年 411,530	kL/年 34,947	kL/年 15	L/人・日 1.71			
205,920	32,297	3,200	29,097	32,133	3,200	28,933	164		1.74 下水道投入 その他			
132,561	81,117	6,857	74,260	64,528	5,455	59,073	16,589		1.20 下水道投入			
22,314	4,330	155	4,175	4,330	155	4,175			2.13			
45,733	29,849	1,379	28,470	14,530	1,379	13,151	15,319		0.52 ごみ堆肥化施設 その他			
9,143	2,239	172	2,067	2,239	172	2,067			2.76			
14,066	4,618	207	4,411	4,618	207	4,411			4.36			
229,805	55,099	2,744	52,355	55,099	2,744	52,355			1.41			
34,191	28,853	2,332	26,521	28,853	2,332	26,521			3.05			
38,941	21,887	1,155	20,732	21,887	1,155	20,732			1.18			
655	538	45	493	538	45	493			3.98			
991	1,429	305	1,124	1,429	305	1,124			3.65			
28,708	16,113	1,437	14,676	16,113	1,437	14,676		3	2.08			
7,804	1,529	282	1,247	1,529	282	1,247			2.88			
3,965	6,268	781	5,487	6,268	781	5,487		12	1.80			
951	1,567	319	1,248	1,567	319	1,248			1.88			
9,139	3,536	474	3,062	3,536	474	3,062			1.68			
2,049	1,773	112	1,661	1,773	112	1,661			1.83			
7,749	7,424	1,052	6,372	7,424	1,052	6,372			2.26			
3,310	2,680	289	2,391	2,680	289	2,391			2.09			
5,957	5,532	569	4,963	5,532	569	4,963			3.44			
3,768	1,524	53	1,471	1,524	53	1,471			16.13			
27,824	11,582	1,517	10,065	11,582	1,517	10,065			1.40			
1,921	579	122	457	579	122	457			1.39			
4,390	1,396	285	1,111	1,396	285	1,111			1.00			
2,507	2,696	193	2,503			2,696			4.44 下水道投入			
10,845	5,547	536	5,011	5,547	536	5,011			2.24			
138,861	66,752	4,225	62,527	66,752	4,225	62,527			1.66			
46,314	14,402	1,029	13,373	14,402	1,029	13,373			0.93			
8,614	4,658	379	4,279	4,658	379	4,279			1.57			
6,754	2,639	157	2,482	2,639	157	2,482			2.15			
6,852	4,099	348	3,751	4,099	348	3,751			0.94			
25,887	21,675	849	20,826	21,675	849	20,826			1.23			
16,134	8,675	968	7,707	8,675	968	7,707			2.00			
64,475	11,557	4,198	7,359	11,378	4,198	7,180	179		2.81 下水道投入			
30,574	23,175	6,027	17,148	23,175	6,027	17,148			8.21			

表－2－2 し尿処理施設の状況（令和5年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地	処理能力 (kL/日)
1	中部	前橋市	前橋市し尿処理施設（し尿）	前橋市	前橋市六供町516-1	33
			前橋市し尿処理施設（浄化槽汚泥）	前橋市	前橋市六供町516-1	87
2	西部	伊勢崎市	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	伊勢崎市・（玉村町）	伊勢崎市茂呂南町5097-2	112
3		伊勢崎市	伊勢崎市赤堀環境センター	伊勢崎市	伊勢崎市堀下町308-2	20
4		伊勢崎市	伊勢崎市境クリーンセンター	伊勢崎市	伊勢崎市境上矢島675	50
5		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域環境クリーンセンター	渋川市・棟東村・吉岡町	渋川市川島110	94
6		高崎市	城南クリーンセンター	高崎市	高崎市和田多中町610	174
7	西部	安中市	碓冰川クリーンセンター し尿処理施設	安中市	安中市原市65	90
8		多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1	38
9			岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1	45
10			岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1	90
11		上野村	上野村未利用資源活用施設	上野村	上野村乙父1299-1	8
12	吾妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センターし尿処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町大字中之条町316-1	62
13		西吾妻衛生施設組合	西吾妻衛生センター	長野原町・嬬恋村・草津町 ・中之条町六合区域	嬬恋村今井285	40
14	利根沼田	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村衛生センター	沼田市・川場村・昭和村・（片品村）	沼田市恩田町309-1	78
15		みなかみ町	奥利根アメニティパーク し尿処理施設	みなかみ町	みなかみ町布施2806-1	35
16	東部	館林衛生施設組合	館林環境センター	館林市・板倉町・明和町・千代田町	館林市赤生田町65-1	84
17		大泉町	大泉町衛生センター	大泉町・（邑楽町）	大泉町仙石2-28-1	80
18		桐生市	桐生市境野水処理センター	桐生市・（みどり市）	桐生市境野町3-1511-1	195
19		太田市	太田市第一クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139	100
20			太田市第二クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139	120
		太田市	太田市新田クリーンセンター	太田市	太田市新田下田中町1342-1	28
		計				1,817

処理方式	使用開始 年度	令和5年度実績			備 考	
		年間処理量		運転管理		
		し 尿 (kL/年度)	浄化槽汚泥 (kL/年度)			
高負荷 膜分離	1998	3,200		一部委託		
固液分離	1987		28,933	一部委託		
高負荷	1996	4,990	58,989	委託		
高負荷	1992	0	0		休止	
高負荷	1985	1,867	15,271	委託		
標脱	1983	1,758	19,628	委託		
高負荷	1993	2,601	46,655	一部委託		
高負荷	1992	2,332	26,521	一部委託		
好気	1965	0	0		休止 (H20.10.30~)	
好気	1972	143	2,660	委託		
標脱, その他	1982	1,461	27,282			
好気, その他	1999	45	493	委託		
好気	1978	1,537	13,542	直営		
標脱	2024	182	1,932	委託		
高負荷	1995	1,100	6,735	直営		
高負荷	1995	1,638	11,095	委託		
高負荷	1983	911	8,825	直営		
嫌気, 高負荷, 焼却	1997	1,924	11,633	直営		
高負荷, 膜分離	2000	536	5,011	委託		
高負荷	1990	1,913	23,876	委託		
標脱	1980	1,817	28,533	委託		
嫌気, 好気, 高負荷, 膜分離	2002	26,603	7,180	委託		
その他	1984	1,787	32,966	委託		
標脱, その他	1995	1,142	21,077	委託		
下水投入	1991	1,296	8,484	委託		
		60,783	407,321			

表-2-3 し尿処理経費の状況（令和5年度）

環境 (森林) 事務所	市町村別	建設・ 改良費 A	処理及 維持管理費				人件費 C=D+E+I+J+K+L	E-F-G+H	F	G	中間処理費 収集運搬費	最終処分費 H	車両購入費 I	委託費 J	組合分担金 K	調査研究費 L	その他 M	計 N=(注1)
			組合分担金 B	C=D+E+I+J+K+L	E-F-G+H	F												
市町村計(47)		2,705,821	2,705,821		6,028,853	558,213	2,490,822	93,650	2,396,788	384		1,845,873	1,133,054	891	214,849	7,816,469		
前橋市		387,655	387,655		562,822	87,563	199,706	24,380	175,326			275,553			10,093	960,570		
伊勢崎市		168,007	168,007		422,250	28,609	297,408		297,408			96,233			98	590,355		
玉村町					47,380							47,380				47,380		
利根川流域生活圈振興整備組合					179,487	21,451	128,996		128,996			29,040				179,487		
渋川市					116,533								116,533		68,292	68,292		
棟更村					19,764								19,764					
吉岡町					35,360								35,360					
高崎市					387,994	61,167	207,560		207,560			78,329	40,938		9,777	356,833		
安中市					201,248	36,659	117,277		117,277			47,312			1,489	202,737		
多野剛広流域生活圈振興整備組合					657,482	29,603	499,470		499,470			128,409			855	658,337		
藤岡市					149,505								149,505		29	29		
上野村					2,949	358						2,591			12,345	15,294		
神流町					11,745		27		27				11,718				27	
富岡市美浓流域生活圈振興整備組合		2,121,648	2,121,648		89,016	45,404	43,612		43,612						33,544	2,244,208		
富岡市					118,155								118,155					
甘楽町					15,398								15,398					
甘楽西部農業生産施設組合					86,952	13,601	47,493		47,493			25,858				86,952		
下仁田町					60,866								60,866					
南牧村					26,086								26,086					
吾妻東部衛生施設組合					110,287	16,393	48,731		48,513	218		44,272		891	1,269	111,556		
吾妻中之条町					32,933								32,933					
吾妻高山村					14,259								14,259					
東吾妻町					45,915								45,915					

	西吾妻衛生施設組合		92,008	45,992	44,344		44,344		1,672			21,247	113,255
吾妻	西吾妻環境衛生施設組合												
長野原町		27,992										27,992	
嬬恋村		51,806										51,806	
草津町		23,093										23,093	
	沼田市外二箇村清掃施設組合		121,796	29,849	85,563		85,563		6,384			121,796	
沼田市		99,911		1,649	1,649				10,794			87,458	12,443
川場村		8,482										8,482	
根沼田		15,000										15,000	
利根東部衛生施設組合													
片品村													
みなかみ町		73,073	8,797	20,342		20,342			43,934			21,060	94,133
太田市外三町公営清掃組合													
太田市	10,725	10,725	436,631	25,342	40,966		40,966		370,323			447,356	
館林衛生施設組合			236,248	50,727	1,452	1,452			184,059			11,951	248,199
館林市			133,871									133,871	
板倉町		37,840										37,840	
東部	大泉町外二町環境衛生施設組合			24,761								24,761	
千代田町		34,691										34,691	
大泉町	13,069	13,069	337,398	8,478	64,598		64,432	166	264,322			10	350,477
邑楽町	4,717	4,717	121,769									121,769	126,486
桐生市		415,350	48,220	299,501	1,316	298,185			67,629			415,350	
みどり市		342,127		342,127	64,853	277,274						22,790	364,917

注1 「市町村計」の項は $N = A - B + C - K + M$ であり、各市町村の項は $N = A + C + M$ である。そのため、「市町村計」の計は、各市町村の計の合計とは異なる。

$$2 \text{ し尿 } 1 \text{ k1当たりの処理費 (建設・改良費除く)} \quad (7,816,469 \text{ 千円} - 2,705,821 \text{ 千円}) \div \frac{489,634 \text{ t}}{\text{年間総収集量}} = 10,438 \text{ 円}$$

$$3 \text{ 県民 } 1 \text{ 人当たりに要した経費 (建設・改良費含む)} \quad (7,816,469 \text{ 千円} \div \frac{934,626 \text{ 人}}{\text{総人口 - 公共下水道人口}}) = 8,363 \text{ 円}$$

表－2－4 コミュニティ・プラントの状況（令和5年度）

No.	環境(森林)事務所 地方公共団体	施設名	施設所在地	規模 (人)	計画最大汚水量 (m ³ /日)	処理方法	使用開始年 度	令和5年度実績 汚水処理量 (m ³ /年度)	運転管理 備考
1	中部 前橋市	前橋市下川住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57-8	3,700	2,050	長時間ばっ氣	1980	173,669	一部委託
2		前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31-10	1,900	1,100	長時間ばっ氣	1986	152,143	一部委託
3		渋川市金井住宅団地汚水処理施設	渋川市金井3038-1	1,900	950	長期間ばっ氣	1980	81,108	委託
4	太田市	太田市宝町団地コミュニティ・プラント	太田市宝町773	6,400	3,200	標準活性汚泥	1975	157,090	委託
5		太田市矢場新町団地コミュニティ・プラント	太田市矢場新町122	2,600	1,300	長時間ばっ氣	1982	141,314	委託
6		太田市成塚団地コミュニティ・プラント	太田市成塚町158-8	3,500	1,750	長時間ばっ氣	1988	141,954	委託
7	東部 太田市	太田市ヘルタウン城西の杜コミュニティ・プラント	太田市城西町4-2	3,800	1,691	長時間ばっ氣	2002	226,085	委託
8		太田市いざみ団地コミュニティ・プラント	太田市新田早川町10-4	5,464	2,000	標準活性汚泥	1979	226,213	委託
9		太田市いくしな団地コミュニティ・プラント	太田市新田瑞木町13-17	2,190	1,128	長時間ばっ氣	1993	155,217	委託
10	館林市	館林市分福地域し尿処理施設	館林市分福町847-43	2,200	924	長時間ばっ氣	1984	134,346	委託
11	千代田町	ふれあいタウンちよだコミュニティ・プラント	千代田町上五箇440-1	1,330	459	長時間ばっ氣	2002	50,792	委託
12	桐生市	桐生市間々通住宅団地汚水処理場	桐生市相生町5-102-7	130	250	長時間ばっ氣	1982	0	直営 休止
13	桐生市	桐生市新堀住宅団地汚水処理場	桐生市川内町3-535	280	165	長時間ばっ氣	1995	16,633	委託
		計		35,394	16,967			1,656,564	

表-2-5(1) 净化槽設置数 (全体)

保健所設置市及び環境 (森林)事務所名	合 計 ①+②	計 合 計 ①+②	21 ` 200	101 ` 300	201 ` 500	301 ` 1,000	小計 ①	501 ` 2,000	1,001 ` 3,000	2,001 ` 4,000	3,001 ` 5,000	4,001 ` 10,000	5,001 ` 10,001	小計 ②	合和4年度 設置数③	増加数 ①+②-③	
前 橋 市	27,395	25,918	1,296	87	29	27	27,357	13	9	13	1	1	1	38	27,507	▲ 112	
高 崎 市	35,244	33,339	1,724	89	41	32	35,225	10	8	1				19	35,320	▲ 76	
中 部	63,861	59,214	4,195	237	83	65	63,794	28	21	10	2	5	1	67	64,144	▲ 283	
西 部	49,426	47,066	2,091	130	56	53	49,396	20	4	2	2	1	1	30	49,462	▲ 36	
吾 妻	15,323	14,523	658	44	22	33	15,285	10	21	7				38	15,363	▲ 40	
利 根 沼 田	13,507	12,357	969	77	31	40	13,474	15	10	5	3			33	13,543	▲ 36	
東 部	99,666	92,811	6,221	304	153	100	99,589	45	26	5	1			77	99,936	▲ 270	
合 計	304,422	285,233	17,154	968	415	350	304,120	141	99	43	9	7	3	0	302	305,275	▲ 853

表-2-5(2) 净化槽設置数 (旧構造基準適用のもの)

人 槽	合 計 ①+②+③	計 合 計 ①+②+③	21 ` 100	101 ` 200	小計 ①	201 ` 300	301 ` 500	501 ` 1,000	1,001 ` 2,000	2,001 ` 3,000	3,001 ` 4,000	4,001 ` 5,000	5,001 ` 10,000	小計 ②	合和5年度 設置数③
単 獨 处 理															
腐敗型	4,224	3,928	245	24	4,197	22	5	27						0	0
ばつ気型	20,765	19,397	1,280	51	20,728	17	20	37						0	0
そ の 他	734	699	35		734		0							0	0
小 計	25,723	24,024	1,560	75	25,659	39	25	64	0	0	0	0	0	0	0
合 併 处 理															
散水ろ床	1			0		1		1						0	0
活性汚泥	121		10	29	39	20	31	51	15	9	2	2		28	28
そ の 他	2			0		2								0	0
合 計	25,844	24,024	1,570	104	25,698	59	59	118	15	9	2	2	0	0	28

注1 净化槽の基數は、淨化槽法第5条第1項、建築基準法第6条第1項、同法第18条第2項、旧廃棄物処理法第8条第1項及び旧清掃法第13条の規定に基づいて、県、保健所を有する市及び建築主事を置く市によって把握された全設置数である。

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表-2-5(3) 淨化槽設置数(新構造基準適用のもと)

		(令和5年度未現住)																
種類	人槽	合計	5 人	5 人	21 人	51 人	101 人	201 人	301 人	501 人	2,001 人	3,001 人	4,001 人	5,001 人	10,001 人	小計 ③		
		①+②+③	10	20	50	100	200	81	113,569	15	7	22	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000
単独処理	分離接觸ばつ気	113,591	101,261	4,940	6,927	360	81	113,569	15	7	22							0
淨化槽	分離ばつ気	15,074	14,202	370	427	70	2	15,071	1	2	3							0
	散水ろ床	0						0			0							0
	その他	157	136	7	13	1		157			0							0
	小計	128,822	115,599	5,317	7,367	431	83	128,797	16	9	25	0	0	0	0	0	0	0
構造型別併用処理	分離接觸ばつ気	1,988	97	603	1,288			1,988		0								0
	嫌気ろ床接觸ばつ気	22,326	22,094	190	42			22,326		0								0
	脱窒ろ床接觸ばつ気	0						0		0								0
	回転板接觸	3						0	1	1	2						1	1
	接觸ばつ気	1,580						658	460	1,118	220	165	385	51	21	3	2	77
	散水ろ床	0						0		0								0
	長時間ばつ気	97						4	4	14	29	43	24	13	9	2	2	50
	標準活性汚泥	0						0		0								0
	接觸ばつ気・ろ過	0						0		0								0
	凝聚分離	0						0		0								0
	接觸ばつ気・活性炭	0						0		0								0
	凝聚分離・活性炭	0						0		0								0
	硝化液循環	0						0		0								0
	三次処理脱窒・脱難	0						0		0								0
	大便うち窒素除去高度処理型	123,762	114,950	2,359	5,026	772	317	123,424	105	87	192	51	56	29	3	5	2	146
	うち窒素・リン同時除去高度処理型	81,999	78,035	1,219	2,262	327	79	81,922	17	14	31	19	21	4		2		46
	うちBOD除去高度処理型	2			2			2			0							0
	小計	149,756	137,141	3,152	6,356	1,430	781	148,860	340	282	622	126	90	41	7	7	3	0
	合計	278,578	252,740	8,469	13,723	1,861	864	277,657	356	291	647	126	90	41	7	7	3	0
	合																	274

注1 淨化槽の基數は、淨化槽法第5条第1項、建築基準法第6条第1項及び同法第18条第2項の規定に基づき、県、保健所を設置する市及び建築主事を置く市によって把握された設置基数である。
 2 集落排水施設等である淨化槽を含む。

表－2－6 淨化槽法定検査の状況

ア 令和5年度検査結果

保健所設置市及び環境(森林)事務所名	第7条検査		第11条検査								
			全項目		効率化		合計				
	実施数	判定結果数	実施数	判定結果数	実施数	判定結果数	実施数 実施率	判定結果数			
前橋市	291	イ	167		イ	344		イ	6,422	イ	6,766
		ロ	107	1,883	ロ	1,412	17,294	ロ	10,812	ロ	12,224
		ハ	17		ハ	127		ハ	60	ハ	187
高崎市	509	イ	316		イ	891		イ	13,331	イ	14,222
		ロ	152	3,600	ロ	2,338	27,146	ロ	13,571	ロ	15,909
		ハ	41		ハ	371		ハ	244	ハ	615
中部	1,002	イ	609		イ	893		イ	16,158	イ	17,051
		ロ	333	4,896	ロ	3,316	44,126	ロ	27,654	ロ	30,970
		ハ	60		ハ	687		ハ	314	ハ	1,001
西部	704	イ	423		イ	1,383		イ	19,136	イ	20,519
		ロ	234	4,688	ロ	2,983	40,038	ロ	20,670	ロ	23,653
		ハ	47		ハ	322		ハ	232	ハ	554
吾妻	165	イ	102		イ	249		イ	4,769	イ	5,018
		ロ	46	1,020	ロ	635	9,173	ロ	4,235	ロ	4,870
		ハ	17		ハ	136		ハ	169	ハ	305
利根沼田	94	イ	50		イ	320		イ	4,716	イ	5,036
		ロ	37	1,627	ロ	1,089	9,882	ロ	5,053	ロ	6,142
		ハ	7		ハ	218		ハ	113	ハ	331
東部	1,510	イ	942		イ	1,645		イ	27,005	イ	28,650
		ロ	477	8,301	ロ	5,852	65,937	ロ	38,505	ロ	44,357
		ハ	91		ハ	804		ハ	427	ハ	1,231
合計	4,275	イ	2,609		イ	5,725		イ	91,537	イ	97,262
		ロ	1,386	26,015	ロ	17,625	213,596	ロ	120,500	ロ	138,125
		ハ	280		ハ	2,665		ハ	1,559	ハ	4,224

注1 判定「イ」－「適正である」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する」

「ハ」－「不適正である」

2 第11条検査において、「全項目」とは、指定検査機関の検査員により法令で定められた全ての項目を検査するものである。「効率化」とは、浄化槽保守点検業者が、検査の一部を代行するもので、法令で定められた検査項目のうち、一部を省略して行うものである。

3 集落排水施設等である浄化槽を含む。

イ 処理方式別検査結果（令和5年度結果）

(1) 第7条検査

種別	人槽別	処理方式名	実施数 (件)	判定結果		
				イ	ロ	ハ
合併処理	500人槽以下	回転板接触方式	0 (0.0%)			
		接触ばつ気方式	1 (0.02%)	1 (100.0%)		
		長時間ばつ気方式	0 (0.0%)			
		分離接触ばつ気方式	0 (0.0%)			
		嫌気性ろ床接触ばつ気方式	0 (0.0%)			
	501人槽以上	その他の方式	4,271 (100.0%)	2,605 (61.0%)	1,386 (32.5%)	280 (6.6%)
合 計			4,275	2,609	1,386	280

注1 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
 「ハ」－「不適正である。」

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

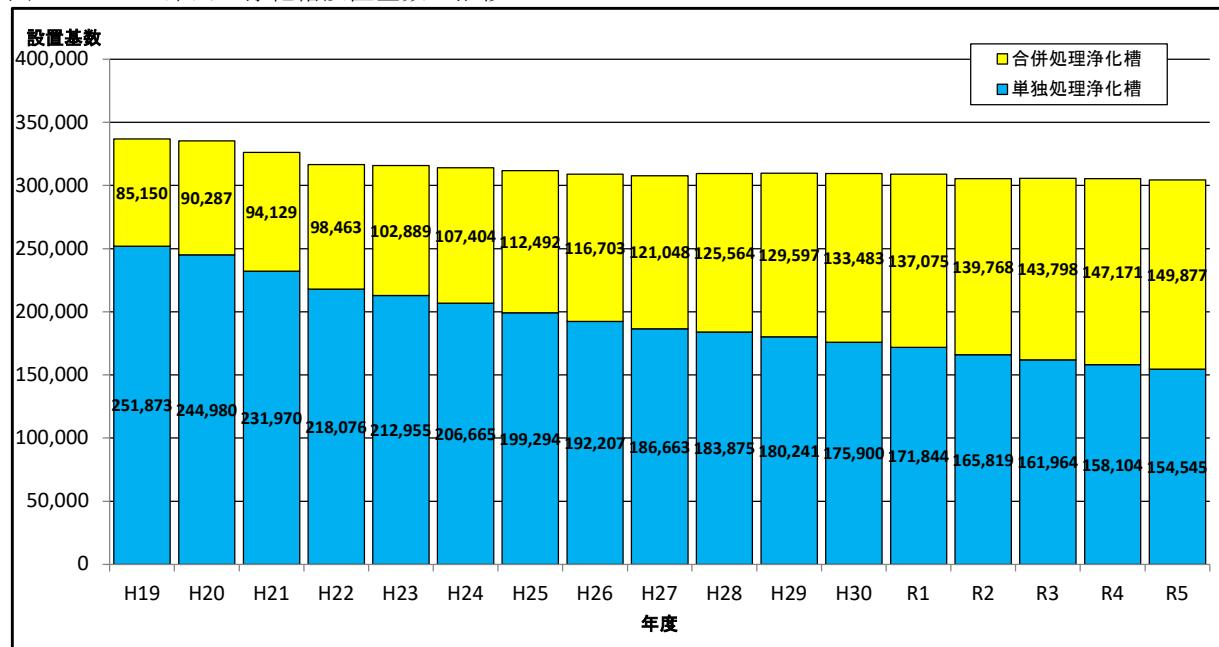
(2) 第11条検査

新旧別	種別	処理方式名	実施数 (件)	判定結果		
				イ	ロ	ハ
旧構造	単独処理	腐敗タンク方式等	2,388 (14.0%)	367 (15.4%)	1,741 (72.9%)	280 (11.7%)
		長時間ばつ気方式等	14,606 (85.9%)	4,090 (28.0%)	10,197 (69.8%)	319 (2.2%)
		その他の方式	5 (0.03%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	
	合併処理	散水ろ床方式	1 (0.8%)			1 (100.0%)
		活性汚泥方式	115 (97.5%)	8 (7.0%)	104 (90.4%)	3 (2.6%)
		その他の方式	2 (1.7%)		2 (100.0%)	
新構造	単独処理	分離接触ばつ気方式	88,330 (88.8%)	33,806 (38.3%)	52,940 (59.9%)	1,584 (1.8%)
		分離ばつ気方式	11,025 (11.1%)	3,506 (31.8%)	7,197 (65.3%)	322 (2.9%)
		散水ろ床方式	0 (0.0%)			
		その他の方式	112 (0.1%)	30 (26.8%)	71 (63.4%)	11 (9.8%)
	合併処理	回転板接触方式	3 (0.002%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
		接触ばつ気方式	1,464 (1.2%)	160 (10.9%)	1,214 (82.9%)	90 (6.1%)
		長時間ばつ気方式	95 (0.1%)	12 (12.6%)	78 (82.1%)	5 (5.3%)
		その他の方式	121,465 (98.7%)	55,281 (45.5%)	64,576 (53.2%)	1,608 (1.3%)
合 計			239,611	97,262	138,125	4,224

注1 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
 「ハ」－「不適正である。」

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

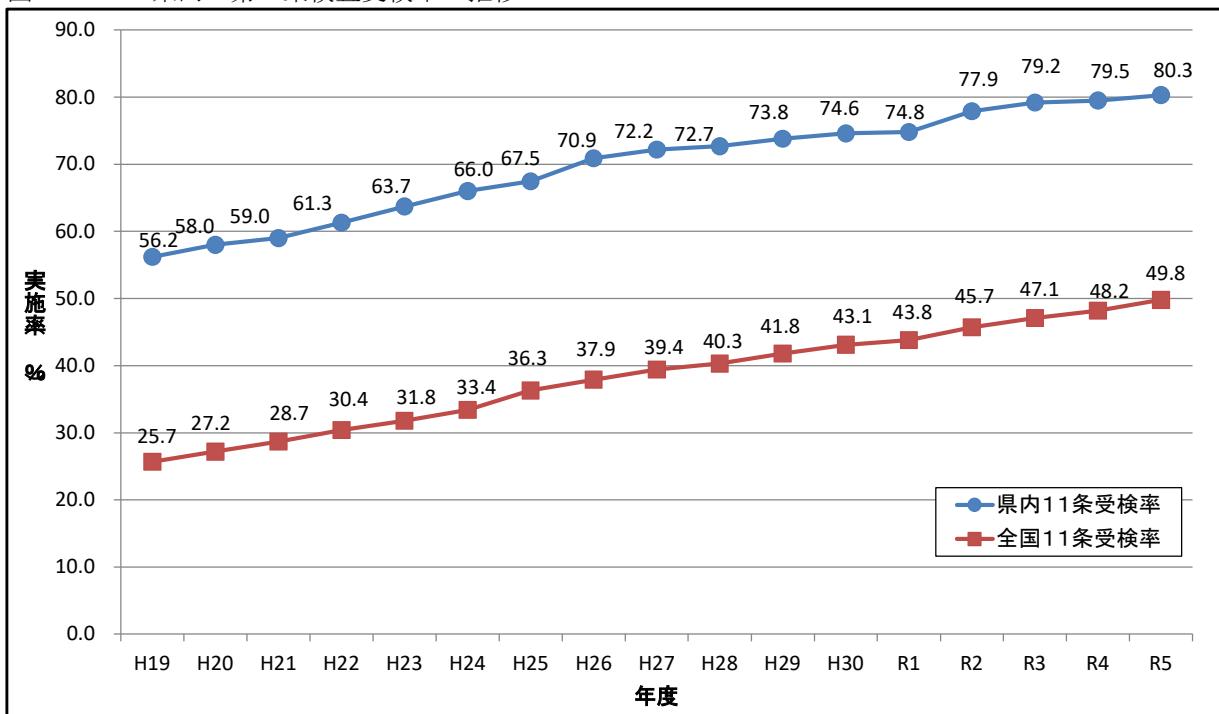
図－2－1 県内の浄化槽設置基数の推移



注1 平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が禁止された。

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

図－2－2 県内の第11条検査受検率の推移



注1 県内では、平成17年度から効率化11条検査を導入した。

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表－2－7 浄化槽保守点検業者の登録状況

(令和5年度末)

環境(森林) 事務所名	中部	西部	吾妻	利根沼田	東部	合計
登録業者数	69	40	12	7	93	221
浄化槽管理士数	270	251	56	31	323	931

2 ごみ処理関係

表-2-8 ごみ処理の状況（令和5年度）

環境 (森林) 事務所	市町村別	総人口 A	計画収集人口	自家処理人口	分別収集区分			収集形態			生活系ごみ 処理手数料			総排出量 イ	計画					
					可燃・不燃・資源・ その他・粗大			直・當・委・許			無料・従量 定額・多量				可燃ごみ ノ					
					可	不	資	他	粗	直	委	許	無		従	定	額			
		人	人	人	35	35	35	15	24	16	33	28	19	14	2	t/年	t/年	t/年		
中部	合計(35)	人	人	人	1,922,122	1,922,122										656,585	498,621	15,820		
	前橋市	329,926	329,926				可	不	資	他	粗	直	委	許	無		106,076	82,114	2,293	
	伊勢崎市	212,391	212,391				可	不	資	他	粗	直	委	許	無		72,479	57,462	1,624	
	玉村町	35,752	35,752				可	不	資				委	許	無		12,035	9,675	201	
	波川市	73,274	73,274				可	不	資		粗	直	委	許	無		28,928	16,312	1,089	
	榛東村	14,649	14,649				可	不	資		粗	直	委	許	無		4,078	3,119	251	
西部	吉岡町	22,536	22,536				可	不	資		粗		委	許	無		7,203	4,727	239	
	高崎市	368,196	368,196				可	不	資	他	粗	直	委	許	無		116,804	97,032	3,959	
	安中市	54,781	54,781				可	不	資			直	委	許		従		18,224	15,047	656
	藤岡市	62,391	62,391				可	不	資	他	粗	直	委	許	無		24,846	17,542	486	
	上野村	1,049	1,049				可	不	資		粗	直				従		270	131	
	神流町	1,587	1,587				可	不	資	他		直				従		563	356	
	富岡市	45,996	45,996				可	不	資			委			無		15,240	11,612	342	
	甘楽町	12,504	12,504				可	不	資	他		委	許		従		2,815	1,870	54	
	下仁田町	6,352	6,352				可	不	資	他	粗	委			従		1,702	1,020	46	
吾妻	南牧村	1,524	1,524				可	不	資	他	粗	委			従		443	246	13	
	中之条町	14,643	14,643				可	不	資		粗	委	許		従		5,373	3,337	130	
	高山村	3,283	3,283				可	不	資		粗	委	許		従		1,324	662	25	
	東吾妻町	12,415	12,415				可	不	資		粗	委	許		従		4,088	2,818	84	
	長野原町	5,303	5,303				可	不	資		粗	委	許		従		2,199	1,533	178	
	嬬恋村	9,545	9,545				可	不	資		粗	委	許		従		4,493	3,412	293	
利根沼田	草津町	6,037	6,037				可	不	資			委	許	無			4,688	3,118	171	
	沼田市	44,580	44,580				可	不	資		粗	直	委	許	無		16,389	10,656	512	
	川場村	3,078	3,078				可	不	資	他	粗	委	許			他	3,003	1,091	10	
	昭和村	7,033	7,033				可	不	資	他	粗	直	委	許		従	2,281	1,230	50	
	片品村	4,016	4,016				可	不	資	他		委			無		2,234	1,550	31	
東部	みなかみ町	17,376	17,376				可	不	資	他		委	許		従		5,717	3,348	170	
	太田市	222,484	222,484				可	不	資	他	粗	直	委	許		従	75,374	58,775	1,042	
	館林市	74,205	74,205				可	不	資		粗	委	許		無		27,886	19,215	260	
	板倉町	13,801	13,801				可	不	資			委	許	無			4,045	3,064	40	
	明和町	10,822	10,822				可	不	資	他	粗	直	委	許		他	2,968	2,099	34	
	千代田町	10,979	10,979				可	不	資		粗	委	許	無			4,324	3,437	100	
	大泉町	41,476	41,476				可	不	資			委	許	無			14,837	12,463	393	
	邑楽町	25,850	25,850				可	不	資			直	委	許	無		8,642	6,823	171	
	桐生市	103,302	103,302				可	不	資		粗	直	委	許	無		37,597	28,660	648	
	みどり市	48,986	48,986				可	不	資	他	粗	直	委		無		17,417	13,065	225	

注 处理過程において、焼却残さの資源化、堆肥化や固形燃料(RDF)化等による減量又は残さの発生がある場合には、総処理量は、次のようになる。
リ=ヌナル+ヲ(焼却残さの資源化量)+(堆肥化による減量化量及び残さ量)+(固形燃料化による減量化量及び残さ量)+(その他処理による減量
化量及び残さ量)

収集量			直接搬入量		総処理量		自家処理量 (推計)	1人1日 排出量 自家処理 量除く	
粗大ごみ	資源ごみ	その他の ごみ	ト	チ	ヨ(注)	焼却量	焼却以外 中間処理量	直接最終 処分量	直接資源化 量
t／年	t／年	t／年	t／年	t／年	t／年	t／年	t／年	t／年	t／年
6,846	38,894	590	76,760	19,054	637,555	549,077	65,995	766	21,717
1,287	5,845	197	8,845	5,495	100,597	85,108	11,402	17	4,070
2,636	4,372	136	4,499	1,750	68,372	60,419	7,937	16	932
3	687		1,414	55	12,232	9,912	1,723	597	920
238	440		10,056	793	28,676	26,204	1,915	557	1,079
50	107		551		4,488	3,665	327	496	761
63	132		2,016	26	7,219	6,754	423	42	873
440	7,522		7,268	583	113,861	100,600	10,256	632	2,373
	454		2,067		17,667	16,881	786		909
13	1,074	2	4,780	949	23,896	21,105	2,791		1,088
79	46			14	262	131	125	6	703
	99		66	42	801		521	280	969
	1,323		1,912	51	14,645	13,007	1,638		905
16	496		354	25	2,441	2,240		54	147
	101		511	24	1,685	1,457	179	49	732
	20		122	42	588	351	49	188	794
6	416		1,484		5,356	4,539	554	263	1,003
	76		214	347	928	827	101		1,102
	297		889		3,989	3,499	401	89	900
30	147		266	45	2,007	1,782	225		1,133
78	263		139	308	5,584	3,550	372	1,662	1,286
	479		920		4,754	3,844	844	66	2,122
	1,662		3,317	242	14,485	13,759	703	23	1,004
	126		44	1,732	1,274	1,118	87		2,666
8		34	376	583	3,140	1,628	70	1,442	886
	195		403	55	2,390	1,948	142	300	1,520
24	1,127		984	64	5,678	3,790	1,563	325	899
1,123	2,760	126	11,468	80	75,311	63,385	11,840	86	280
14	2,490	16	2,210	3,681	27,496	20,902	1,861	4,733	1,027
	463		476	2	4,219	3,331	347	40	501
26	597	6	206		2,953	2,294	77	582	749
67	396	6	292	26	3,801	3,464	337		115
137	611	20	749	464	15,511	12,775	1,016	1,720	977
68	453	10	722	395	8,416	6,997	1,250	169	913
235	2,980	23	4,704	347	35,875	32,684	2,846	345	994
205	638	14	2,436	834	16,958	15,127	1,287	544	971

表－2－9 ごみ焼却施設の状況（令和5年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託
1	中部	前橋市	前橋市六供清掃工場	前橋市
2		伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21	伊勢崎市
3		玉村町	玉村町クリーンセンター	玉村町
4		渋川地区広域町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター	渋川市・榛東村・吉岡町
5	西部	高崎市	高浜クリーンセンター	高崎市
6		高崎市	吉井クリーンセンター	高崎市
7		安中市	碓氷川クリーンセンターごみ処理施設	安中市
8		藤岡市	藤岡市清掃センター	藤岡市
9		富岡市	富岡市清掃センター	富岡市・(甘楽町)
10		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合清掃センター	下仁田町・南牧村・(上野村)
11	吾妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター可燃ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町
12		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センターごみ焼却処理施設	長野原町・嬬恋村 ・中之条町六合区域
13		草津町	草津町クリーンセンター	草津町
14	利根 沼田	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村清掃工場	沼田市・川場村・昭和村
15		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター	沼田市・片品村
16	東部	館林衛生施設組合	たてばやしクリーンセンター	館林市・板倉町・明和町
17		桐生市	桐生市清掃センター	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
18		太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
		計		

施設所在地	処理能力 (t/日)	炉数	処理方式	炉型式	使用開始 年度	余熱利用の状況	発電能 力(kW)	令和5年度実績	
								年間処理量 (t/年度)	運転管理 の体制
前橋市六供町1536	405	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1991	場内外温水 場内蒸気 場内外発電	2,400	86,158	一部委託
伊勢崎市柴町954	210	3	流動床式	全連続運転	2000	場内温水 場内蒸気 場内発電	2,700	56,313	委託
玉村町上福島158-1	90	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1990	場内外温水	—	10,364	委託
渋川市行幸田3153-2	232.5	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1993	無し	—	37,035	委託
高崎市高浜町248-1	450	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1988	場内外温水 場内外蒸気		94,230	委託
高崎市吉井町多比良4374	30	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1992	場内外温水	—	6,283	委託
安中市原市65	135	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1998	場内外温水	—	16,881	委託
藤岡市三本木575-1	120	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1985	場内外温水	—	21,106	委託
富岡市上高尾187-1	112.5	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1992	場内外温水	—	15,575	委託
下仁田町下仁田888-2	15	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1986	無し	—	1,808	直営
中之条町大字中之条町316-1	50	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1990	無し	—	9,772	直営
長野原町与喜屋1610-1	40	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1991	無し	—	5,536	一部委託
草津町草津926-1	40	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1991	場内外温水	—	3,844	直営
沼田市白岩町226	120	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1973	場内外温水	—	15,108	委託
片品村菅沼251-10	30	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1999	場内温水	—	3,219	直営
館林市苗木町2447-19	100	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	2017	場内外温水	—	24,357	委託
桐生市新里町野461	450	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1996	場内外温水 場内外発電	4,660	59,695	委託
桐生市新里町野461	330	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	2021	場内発電	9,700	88,380	委託
	2,960							467,284	

表－2-10 粗大ごみ処理施設の状況（令和5年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地	处理能力 (t/日)	處理対象廃棄物	处理方式	使用開始 年度	令和5年度実績 資源化物回収量 (t/年度)
1	前橋市	前橋市資源清掃工場		前橋市	前橋市災害廻677	99	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 併用	併用	1992	6,546
2	中 部	前橋市富士見クリーンステーション 伊勢崎市クリーンセンター21 リサイクルアーバン		前橋市	前橋市富士見町石井1873-2	18	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 併用	併用	1998	1,103
3	伊勢崎市			伊勢崎市	伊勢崎市柴町354	54	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 併用	併用	2000	4,993
4	港川地区広域圏町村圏振興整備組合	港川地区資源清掃センター粗大ごみ処理施設		高崎市	港川市行幸町3153-2	40	粗大ごみ、不燃ごみ 併用	併用	1993	2,071
5	高崎市	高坂クリーンセンター粗大ごみ処理施設		高崎市	高崎市高坂町248-1	55	粗大ごみ、不燃ごみ 併用	併用	1988	6,185
6	西 部	吉井クリーンセンター粗大ごみ処理施設		高崎市	高崎市吉井町多比良4374	6	粗大ごみ、不燃ごみ 併用	併用	1992	732
7	安中市	碓氷川クリーンセンター粗大ごみ処理施設		安中市	安中市原町65	20	粗大ごみ、不燃ごみ 併用	併用	1998	786
8	藤岡市	藤岡市清掃センター粗大ごみ破砕施設		藤岡市	藤岡市三本木575-1	40	粗大ごみ、不燃ごみ 併用	併用	1985	1,245
9	吾妻	吾妻東部衛生施設組合		吾妻東部衛生センター粗大ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町 長野原町・葛恋村・中之条町六合区坂	20	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、 資源ごみ 併用	併用	1992	817
10	利根 沼田	西吾妻境衛生施設組合	西吾妻境衛生センター粗大ごみ処理施設	長野原町・葛原610-1 みなかみ町	長野原町・葛原610-1 みなかみ町布施2806-1	24	粗大ごみ、不燃ごみ 併用	併用	1994	623
11	太田市	奥利根アスニティハイパークリサイクルプラザ		太田市	みなかみ町布施2806-1 太田市・千代田町・大泉町・邑楽町	13	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 併用	併用	1998	652
12	東 部	太田市外三町広域清掃組合		太田市	太田市郷谷町604-1	73	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、 資源ごみ 併用	併用	2004	8,241
13	鰐塚衛生施設組合	いたくらクリーカー		鰐塚林市、板倉町、明和町	板倉町大字坂舟3427-7	5	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 破砕	破砕	2017	1,331
14	桐生市	桐生市清掃センター粗大ごみ処理施設		桐生市新里町野161	80	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、 資源ごみ 併用	併用	1996	4,543	
		計				547				39,868
										16,141

表－2-11 資源化等施設(粗大ごみ処理施設以外)の状況(令和5年度)

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体	施設名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地	处理能力 (t/日)	處理対象廃棄物	處理内容	使用開始 年度	令和5年度実績 資源化物回収量 (t/年度)
1	前橋市	前橋市資源清掃工場		前橋市	前橋市災害廻677	18	ガラス類	選別・圧縮・梱包	1996	1,776
2	中 部	前橋市ベットボトル選別処理施設		前橋市	前橋市大慶町1-19-4	4	ベットボトル	選別・圧縮・梱包	2000	882
3	玉村町	玉村町クリーンセンターリサイクルセンター		玉村町	玉村町上福島158-1	10	紙類、金属類、ガラス類、その他の資源ごみ	選別・圧縮・梱包、剪定枝、不燃ごみ	1990	1,723
4	高崎市	高坂クリーンセンターリサイクルセンター		高崎市	高崎市高坂町248-1	68.5	紙類、金属類、ガラス類、ベッタ	選別・圧縮・梱包	1998	3,720
5	藤岡市	藤岡市清掃センター飲料容器再資源化施設		藤岡市	藤岡市三本木575-1	12.3	紙類、金属類、ガラス類、ベットボトル、その他資源ごみ	選別・圧縮・梱包	1997	1,045
6	西 部	鬼石資源化センターリサイクルプラザ		藤岡市	藤岡市三本木139-3	5	金属類、不燃ごみ、粗大ごみ	選別	1999	471
7	神流町	リサイクルセンター		神流町	神流町尾附289-1	6.05	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ベットボトル、粗大ごみ	選別	2001	165
8	富岡市	富岡市資源化センター		富岡市	富岡市上高尾187-1	33	紙類、金属類、ガラス類、ベットボトル、粗大ごみ	選別・圧縮・梱包	2002	1,638
9	甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合リサイクルセンター		下仁田町・南牧村	下仁田町下仁田888-2	4.5	紙類、金属類、ガラス類、ベットボトル、粗大ごみ	選別・圧縮・梱包	2002	165
10	利根 沼田	利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンターリサイクルプラザ	桐生市	片品村皆2251-10	12	紙類、金属類、ガラス類、ベットボトル、粗大ごみ	選別・圧縮・梱包	1999	201
11	東 部	桐生市	桐生市清掃センターリサイクルセンター	桐生市新里町野161	1.6				2000	429
		計				174.95				12,215
										9,411

表－2-12 堆肥化施設の状況（令和5年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利用 ()は委託	施設所在地	處理能力 (t/日)	處理対象産業物	處理内容	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)	資源化物回収量 (t/年度)	令和5年度実績
1	西部	上野村	上野村堆肥センター	上野村	上野村乙原81	14	家庭系生ごみ、 家庭系生ごみ、事業系生ごみ、 その他	堆肥化	1999	46	46	直営
2	利根 沼田	みなかみ町	みなかみ町資源リサイクルセンター		みなかみ町西峰須川1258-5	16	みなかみ町、事業系生ごみ、 その他	堆肥化	2004	4,000	2,272	委託
		計				30				4,046	2,318	

表－2-13 ごみ燃料化(RDF)施設の状況（令和5年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利用 ()は委託	施設所在地	處理能力 (t/日)	處理対象産業物	處理内容	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)	燃料等 製造量 (t/年度)	令和5年度実績
1	西部	神流町	クリーンセンター		神流町尾附238-1	6	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、 PLAスチック類、粗大ごみ、そ うじごみ	破碎・乾燥・固形	1999	313	120	直営
		計				6				313	120	

表－2－14 一般廃棄物最終処分場の状況（令和5年度） *埋め立て終了前の施設

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	中部	前橋市	前橋市最終処分場	前橋市	前橋市荻窪町553-3
2		前橋市	前橋市富士見最終処分場	前橋市	前橋市富士見町石井1873-2
3		伊勢崎市	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第4期）	伊勢崎市	伊勢崎市阿弥大寺町字西田25-3
4		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター・エコ小野上処分場	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市小野子3665
5	西部	高崎市	高崎市一般廃棄物最終処分場	高崎市	高崎市吉井町上奥平2109
6		高崎市	エコパーク棟名	高崎市	高崎市上室田町1850
7		多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	緑埜クリーンセンター	藤岡市・高崎市	藤岡市緑埜147-1
8		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（桑原）	富岡市・（甘楽町）	富岡市桑原559
9		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（上高尾）	富岡市・（甘楽町）	富岡市上高尾字寺入283-4番地先
10		甘楽町	甘楽町一般廃棄物最終処分場（白倉）	甘楽町	甘楽町白倉2284
11		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合クリーンポケット	下仁田町・南牧村・（上野村）	下仁田町吉崎656
12	吾妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター一般廃棄物最終処分場	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町横尾1700
13		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	長野原町・嬬恋村・中之条町六合区域	長野原町与喜屋1124-82
14	利根沼田	沼田市	沼田市一般廃棄物最終処分場（上川田）	沼田市	沼田市上川田町字日影
15		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	沼田市・片品村	沼田市利根町根利1536-3
16	東部	館林市	館林市一般廃棄物最終処分場	館林市	館林市苗木町2495-1
17		館林衛生施設組合	めいわエコパーク	館林市、板倉町、明和町	明和町千津井1019番1外
18		大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	千代田町・大泉町・邑楽町	邑楽町狸塚1731-1
19		桐生市	桐生市汚泥最終処分場	桐生市・(みどり市)	桐生市相生町3-801-27
20		桐生市	桐生市清掃センター最終処分場	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)	桐生市新里町野461
		計			

埋立場所	総面積 (m ²)	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立終了 年度	令和5年度末 残余容量 (m ³)	令和5年度 埋立容量 (m ³ /年度)	運転管理
山間	79,151	46,700	383,000	焼却残渣（主灰），その他、焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	2003	2031	145,604	8,546	一部委託
山間	37,330	8,020	59,080	焼却残渣（主灰），その他、焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	1997	2027	10,442	1,323	一部委託
平地	44,100	23,800	159,100	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	2019	2034	110,208	11,805	一部委託
山間	22,080	6,730	70,000	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	2015	2029	25,939	3,769	委託
山間	126,524	100,000	940,000	不燃ごみ，その他	1974	2029	32,799	1,108	一部委託
山間	124,201	37,500	612,000	焼却残渣（主灰），その他、焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	2001	2033	252,076	11,749	一部委託
平地	38,113	25,500	121,350	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	1999	2033	28,876	2,464	委託
山間	44,400	20,100	211,806	焼却残渣（主灰），不燃ごみ，焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣，粗大ごみ	1979	2012	0	0	一部委託
山間	88,738	26,224	266,556	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	2005	2054	247,915	1,131	一部委託
山間	29,500	6,100	24,485	不燃ごみ	1999	2028	5,197	155	委託
山間	17,600	7,100	24,600	焼却残渣（主灰）	2001	2025	7,530	359	一部委託
平地	16,096	4,128	27,000	焼却残渣（主灰），その他、焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	2008	2024	2,597	1,128	直営
山間	18,000	16,660	102,330	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	1996	2031	59,407	1,050	直営
山間	46,000	12,000	89,900	不燃ごみ	1990	2025	981	0	一部委託
山間	29,000	4,000	21,000	焼却残渣（主灰），不燃ごみ，焼却残渣（飛灰）	2000	2028	3,261	559	直営
平地	15,402	11,370	80,000	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	1993	2023	8,785	0	委託
平地	21,307	2,633	19,000	焼却残渣（主灰）	2018	2025	15,386	690	委託
平地	65,881	23,600	150,000	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）	1997	2031	23,215	7,696	委託
平地	5,459	4,529	25,678	焼却残渣（主灰）	1993	2031	9,599	112	一部委託
平地	46,050	46,050	446,370	焼却残渣（主灰），その他、焼却残渣（飛灰）， 破碎ごみ・処理残渣	1997	2038	110,239	6,912	委託
	914,932	432,744	3,833,255				1,100,056	60,556	

表-2-15 ごみ処理経費の状況（令和5年度）

(単位：千円)

環境 (森林) 事務所	市町村等別	建設・ 改良費	処理及び 維持管理費				人件費 B C=D+E+I+L+K+L	処理費 E=F+G+H	収集運搬費 F	中間処理費 G	最終処分費 H	車両購入費 I	委託費 J	組合分担金 K	調査研究費 L	その他 M	計 N
			D	E	F	G											
市町村等計(47)	17,127,244	17,127,244	25,009,745	2,908,800	4,612,310	348,329	3,792,210	471,771	16,104	14,178,619	3,289,318	4,594	941,728	39,789,399			
前橋市	336,731	336,731	2,850,385	751,894	285,451	31,556	202,171	51,724	10,934	1,832,106			92,867	3,309,983			
伊勢崎市	18,975	18,975	2,133,626	136,421	591,250	11,352	512,221	67,677		1,405,955			3,958	2,156,559			
玉村町			576,416	14,453	126,218	127	126,091			435,745			2,010	578,426			
渋川広域市町村圏振興整備組合	65,791	65,791	842,275	41,403	553,932		490,675	63,257		246,940			8,000	916,066			
渋川市			661,290	74,350	13,329	13,329				246,507	327,104		98,576	432,762			
様東村			70,867								70,867						
吉岡町			145,586								45,969	99,617			45,969		
高崎市	15,535,141	15,535,141	3,335,084	602,933	996,506	13,423	859,294	123,789		1,705,531	30,111		281,032	19,121,143			
安中市			720,011	67,312	253,335		252,830	505		399,364			7,270	727,281			
多野細野坂井市町村圏振興整備組合			71,390	9,849	29,611		29,611			31,930			1,727	73,117			
藤岡市	156,211	156,211	860,740	112,683	215,647	12,898	197,282	5,467	5,170	484,234	43,006		10,304	984,249			
上野村			26,443	762	10,179		10,179			15,502			3,038	29,481			
神流町			71,936	17,083	38,026	5,146	32,880			16,827				71,936			
高岡愛ふ城山町村圏振興整備組合																	
富岡市	61,952	61,952	595,175	43,059						552,116			675	657,802			
甘楽町			155,895							155,895				155,895			
由利西部環境衛生施設組合			152,845	41,476	70,732		59,252	11,480		40,637				152,845			
下仁田町			106,992								106,992						
南牧村			45,853								45,853						
吾妻東部衛生施設組合			500,034	120,514	187,807		180,766	7,041		187,870		3,843	39,074	539,108			
中之条町			196,554										196,554				
高山村			46,760										46,760				
東吾妻町			152,028										152,028				
吾妻																	
西吾妻衛生施設組合	30,987	30,987	400,353	95,052	160,292		149,642	10,650		145,009			103,096	534,436			
婦恋村			246,279										246,279				
草津町	78,117	78,117	282,304	45,513	68,326		68,326					168,465			360,421		

3 令和5年度 一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況

ア 循環型社会形成推進交付金

(1) 交付対象者

人口5万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備に限り必要と認めた地域については人口又は面積にかかわらず対象とする。

(2) 交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

(3) 交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象事業に要する費用に1／3又は1／2を乗じて得た額を合算した額。

(4) 交付対象事業

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1 マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2 エネルギー回収型廃棄物処理施設	同上
3 高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同上
4 廃棄物運搬中継施設	同上
5 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
6 最終処分場 (可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	同上
7 最終処分場再生事業	事業に要する費用
8 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	同上
9 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2) (し尿処理施設に限る。)	同上
10 漂流・漂着ごみ処理施設	施設の新設、増設に要する費用
11 コミュニティ・プラント	同上
12 凈化槽設置整備事業（少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業を除く。）	事業に要する費用
13 公共浄化槽等整備推進事業	同上
14 廃棄物処理施設基幹的設備改造 (沖縄県のみ交付対象)	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
15 可燃性廃棄物直接埋立施設 (沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	施設の新設、増設に要する費用
16 燃却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同上
17 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

表－2－16 令和5年度循環型社会形成推進交付金事業実績（廃棄物処理施設）

事業主体名	地域 計画 期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									交付限度額 1/2 該当根拠	
高崎市	R3-R9	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクルセンター	高浜クリーンセンター	3,486,415	3,380,853	1,192,511	30-R6	事業費 ×1/3	—
		高効率ごみ発電施設(1/2)	ごみ焼却施設	高浜クリーンセンター	10,288,276	3,592,939	1,796,469	30-R6	事業費 ×1/2	高効率発電施設整備
		高効率ごみ発電施設(1/3)			3,297,528	1,115,079	30-R6	事業費 ×1/3	事業費 ×1/3	—
太田市	R4-R8	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード	太田市ストックヤード	816,167	815,107	271,702	R4-R6	事業費 ×1/3	—
		施設整備に関する計画支援事業 (1/3)	ストックヤード		13,090	11,908	3,969	R5	事業費 ×1/3	—
安中市	R2-R6 (1/3)	施設整備に関する計画支援事業	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)クリーンセンター資源ごみ選別施設	10,340	10,340	3,446	R5	事業費 ×1/3	—
		有機性廃棄物リサイクル推進施設	汚泥再生処理センター	(仮称)衛生管理センター	2,122,362	1,575,208	525,069	R3-R5	事業費 ×1/3	—
富岡甘樂広域 市町村圏振興 整備組合	R1-R5	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設、 エネルギー回収型 廃棄物処理施設	(仮称)吾妻クリーンセンタ	20,488	10,500	3,500	R5-R8	事業費 ×1/3	—
		施設整備に関する計画支援事業 (1/3)		合計	16,757,138	12,694,383	4,911,745	—	—	—

※表中、総事業費は当年度の総事業費

イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）

（1）交付対象者

人口5万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

（2）交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

（3）交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象事業に要する費用に1／3又は1／2を乗じて得た額を合算した額。

（4）交付対象事業

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	二酸化炭素排出抑制に資する廃棄物処理施設の整備に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
2 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
3 施設整備に関する計画支援事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及び廃棄物処理施設への先進的設備導入事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

表－2－17 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績（廃棄物処理施設）

事業主体名	地域 計画 期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									交付限度額 千円	該当根拠 $1/2$
実績なし										
		合計			0	0	0			

4 指定廃棄物の処理の状況

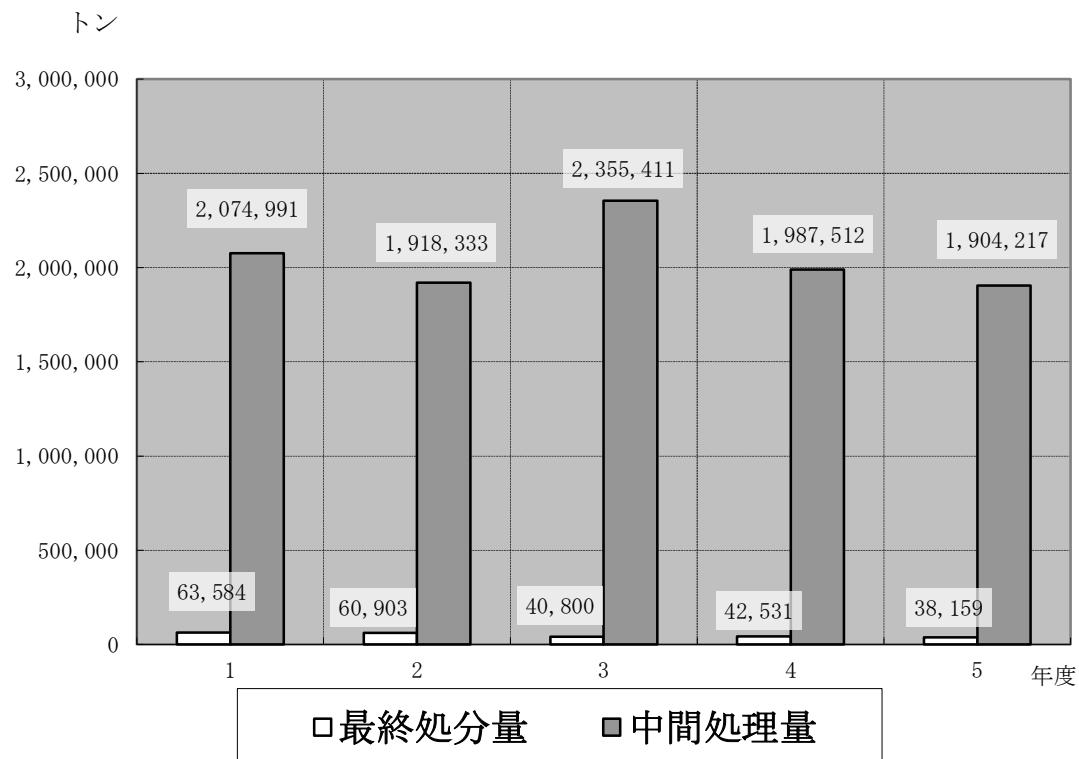
表－2－18 群馬県における指定廃棄物処理の状況

平成 24 年 4 月	・指定廃棄物処理に係る協力要請〔環境省→県〕
平成 25 年 4 月	・第 1 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議〔主催:環境省〕
7 月	・第 2 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議〔主催:環境省〕
平成 26 年 3 月 ～ 6 月	・県内市町村個別訪問〔環境省、県〕 指定廃棄物処理に係る説明等(県内処理の考え方、処理の安全性等)
平成 28 年 3 月	・群馬県指定廃棄物の処理に係る関係市村担当部課長説明会〔主催:環境省〕 指定解除の仕組み案の説明、他県状況や県内の一時保管状況の説明
平成 28 年 12 月	・第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議〔主催:環境省〕 安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定

第2節 産業廃棄物関係

1 産業廃棄物処理業者による処理状況

図－2－3 県内処分量の推移（最終処分量と中間処理量の比較）
(最終処分業者及び中間処理業者からの実績報告の集計)



表－2－19 県内最終処分業者の処分状況（令和5年度）

(最終処分業者からの実績報告の集計 単位：トン)

産業廃棄物の種類	最終処分量計	県内物の量	県外物の量						内 訳			
			茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	静岡県	その他
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	16,810	2,801	14,009	489	2,795	8,586	351	1,310	22	173	282	2
紙ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムず	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属ず	39	6	33	0	0	26	0	7	0	0	0	0
ガラスくず等	12,176	1,634	10,542	261	4,923	2,999	225	1,643	76	266	98	51
鉱さい類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	9,120	2,304	6,815	263	1,838	2,178	518	1,478	390	0	68	83
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	38,159	6,759	31,399	1,013	9,556	13,789	1,093	4,438	488	439	448	2
												134

注1 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。
 注2 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については石綿含有廃棄物を含む。

表－2－20 県内中間処理業者の処分状況（令和5年度）

(1) 産業廃棄物

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位：トン)

産業廃棄物の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 許								その他					
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	その他	
燃 え ご	般	550	158	391	0	11	108	185	49	37	0	0	0	1	0	0	
汚	泥	49,813	32,426	17,387	25	800	2,176	4,600	3,579	5,049	138	628	0	21	369	0	3
廃	油	56,181	27,024	29,157	2,177	2,388	5,843	11,328	82	685	185	563	17	422	5,282	11	173
廃	酸	272	38	234	0	1	6	205	0	0	21	0	0	0	0	0	0
廃	アルカリ	1,189	491	698	8	105	116	228	36	45	13	5	135	0	2	2	2
廃	プラスチック類	146,267	80,207	66,060	316	6,167	9,523	30,052	2,039	5,780	5,600	746	6	138	3,800	21	1,871
紙	<す	6,509	2,870	3,639	0	100	295	1,902	75	621	533	2	0	0	111	0	0
木	<す	334,649	140,826	193,823	17,455	10,892	30,780	92,718	8,357	19,660	5,837	963	0	348	6,209	603	0
繊	維 <す	2,527	463	2,064	0	45	227	1,376	37	295	24	4	0	0	56	0	0
動	植物性残さ	13,281	12,088	1,193	0	271	20	585	121	65	15	0	0	0	117	0	0
ゴ	ム <す	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	属 <す	25,382	16,636	8,746	92	335	1,599	2,922	432	1,565	772	76	0	41	882	2	29
ガ	ラス <す等	114,551	74,643	39,908	5	3,305	3,666	18,324	1,460	7,140	4,031	568	4	14	1,372	3	16
鉱	さい	61	12	49	0	15	16	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき	類	1,121,448	855,634	265,814	1	2,242	27,744	148,853	4,401	44,495	22,465	138	0	14	15,458	6	0
ばいじん		19	0	19	0	1	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿		7,571	7,571	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13号廃棄物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,880,272	1,251,090	629,182	20,078	26,679	82,119	313,315	20,666	85,439	39,633	3,694	163	998	33,658	647	2,094

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

(2) 特別管理産業廃棄物

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位:トン)

特別管理産業廃棄物 の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳								静岡県	その他			
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	その他
廃油(揮発油類等)	2,215	753	1,461	4	50	154	852	19	58	3	233	8	0	77	0	2
廃酸・腐食性	8	2	6	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ・腐食性	185	145	40	0	0	1	20	0	2	12	0	0	0	0	5	0
感染性廃棄物	14,701	5,286	9,415	1	384	2,144	4,261	57	2,189	95	0	0	0	284	0	0
特) 廃PCB等	6,599	456	6,143	113	695	185	313	382	1,658	1,073	173	214	54	276	210	798
特) 燃え殻	444	444	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特) 汚泥	40	27	13	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
特) 廃油	775	149	626	0	49	143	69	53	8	14	44	0	1	13	209	23
特) 廃酸	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
特) 廃アルカリ	8	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特) ばいじん	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	24,979	7,272	17,708	118	1,180	2,629	5,520	511	3,916	1,200	450	222	56	649	424	834

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

表—2-21 県内発生産業廃棄物の搬出状況（令和4年度、廃棄物の広域移動量調査結果を基に作成）

(廃棄物の広域移動量調査結果から作成 単位:ナントン)

廃棄物の種類	県内物の取扱量	処理形態	県内処理量	県外処理量	訳																
					宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	愛知県	兵庫県	福岡県	その他
燃え 膜	17	中間処分	1	9	1	1	1	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		最終処分		7	6		1	0													
汚 泥	254	中間処分	58	167	0	1	5	5	33	93	3	17	2	3	0	1	2	1	0	0	2
		最終処分		28	9		2	0		0		0			16		0				1
廃 油	58	中間処分	29	0	1	4	1	18	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分																			
廃 機	25	中間処分	0	25		0	0	0	2	3	6	1	7	1	0	2	1	0	0	0	
		最終処分															1	0	0	0	
廃アルカリ	32	中間処分	1	31			0	1	21	2	1	0	3	1	0	1	0	0	0	0	
		最終処分																			
廃プラスチック類	255	中間処分	114	103	0	5	0	4	38	43	4	1	1	2	0	0	1	0	0	1	
		最終処分	6	32	5	6		0	10	0	0			12	0	0	0	0	0	3	
紙 < ズ	12	中間処分	5	6			0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
		最終処分		1	1	0		0		0										0	
木 < ズ	283	中間処分	261	21	0		0	2	13	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
		最終処分		1	1	0		0		0											
繊維 < ズ	3	中間処分	2	1	0		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分		0	0			0		0											
動植物性残さ	74	中間処分	51	22					1	8	5	3	2	1	0	0	3				
		最終処分																			
動物系固形不物		中間処分																			
ゴム < ズ	0	中間処分	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属 < ズ	41	中間処分	31	9	0	0	0	1	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分		0	0				0		0										
ガラスくず等	147	中間処分	82	50	0	0	1	1	21	9	8	1	2	0	0	6	0	0	0	0	
		最終処分	7	4	0	1	0	0		0		0		1	0	0					
鉛 さ い	72	中間処分	0	61			0	2	7	3	0	0	5	0	5	0	6	0	31	7	
		最終処分		12	4		0													8	
動物のふん尿	8	中間処分	1,206	67	0		0	8	23	32	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
		最終処分	6	19	3	0	0	0	0	0		0		0	14	0					
動物の死体	1	中間処分	1	0						0											
ぼいじん	19	中間処分	0	14	1		3	3	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3		
その他(13号廃棄物、感染性廃棄物等)	38	中間処分	12	24	1	0	9	0	5	2	0	0	2	0	0	0	0	0	3		
		最終処分	0	2	0		1	0	1	0		0		0					1		
計	2,632	中間処分	1,861	639	2	7	0	24	29	204	30	26	17	16	1	25	2	0	33		
		最終処分	19	113	35	1	17	0	0	1	0	0	44	0	0	0	0	0	14		

注1 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については特別管理産業廃棄物を含む。

2 廃油、廃酸、廃アルカリについては特別管理産業廃棄物であるものを含む。

3 表中の空欄は該当なし、「0」は500トン未満を表している。

4 「その他」欄は、記載された都県以外の合計値である。

5 各項目量は、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

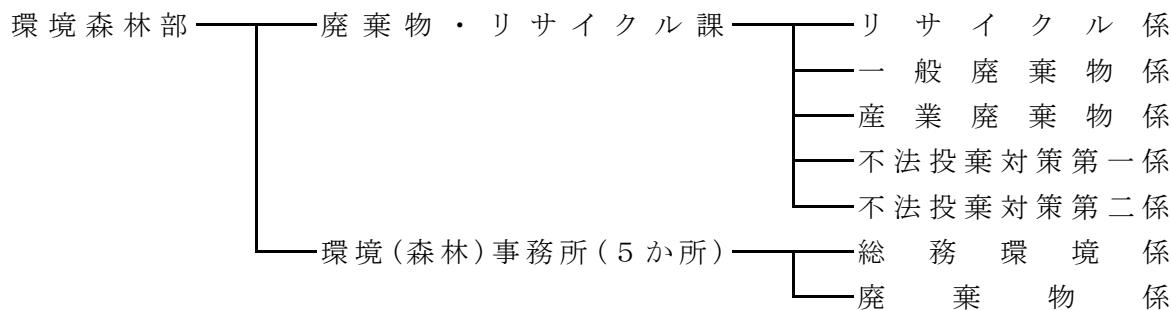
2 産業廃棄物処理施設整備資金融資

表－2－22 産業廃棄物処理施設整備資金融資実績

年度	融資対象施設 (所在地)	融資額(千円)	利子補給
14	破碎施設 (前橋市)	80,000	無
	破碎施設 (嬬恋村)	70,307	無
	破碎施設 (利根村)	16,800	無
	焼却施設 (富岡市)	70,000	無
	焼却施設 (新里村)	240,000	無
	破碎施設 (太田市)	50,000	無
	焼却施設 (沼田市)	180,000	無
7件		707,107	0件
15	焼却施設 (赤城村)	40,000	無
	焼却施設 (嬬恋村)	125,000	無
	焼却施設 (沼田市)	147,800	無
	選別圧縮・選別破碎 (高崎市)	70,000	無
	最終処分場 (新里村)	20,000	無
	破碎施設 (玉村町)	10,000	無
	6件		412,800
16	最終処分場 (新里村)	150,000	無
	1件	150,000	0件
17	破碎施設 (渋川市)	29,000	無
	破碎施設 (前橋市)	70,000	無
	2件		99,000
18	破碎施設 (伊勢崎市)	47,000	無
	破碎・成型施設 (高崎市)	70,000	無
	最終処分場 (高崎市)	50,000	無
	破碎施設 (渋川市)	28,500	無
	切断・圧縮施設 (渋川市)	20,000	無
	破碎施設 (富岡市)	32,500	無
	6件		248,000
19	選別・圧縮・梱包施設 (前橋市)	6,000	無
	選別・破碎施設 (沼田市)	70,000	無
	切断破碎・圧縮梱包施設 (沼田市)	70,000	無
	3件		146,000
20	破碎施設 (沼田市)	70,000	無
	破碎施設 (桐生市)	15,000	無
	2件		85,000
21	0件	0	0件
22	混合、油水分離、脱水施設 (高崎市)	69,000	無
	肥料化施設 (前橋市)	57,970	無
	破碎施設 (沼田市)	42,000	無
	3件		168,970
23	破碎施設 (沼田市)	48,000	無
	1件	48,000	0件
24	破碎施設 (館林市)	70,000	無
	選別施設 (桐生市)	20,000	無
	選別・破碎・圧縮施設 (前橋市)	47,500	無
	3件		137,500
25	0件	0	0件
26	0件	0	0件
27	破碎施設 (藤岡市)	24,500	無
	1件	24,500	0件
28	0件	0	0件
29	0件	0	0件
30	破碎施設 (藤岡市)	25,000	無
	1件	25,000	0件
1	0件	0	0件
2	破碎施設 (伊勢崎市)	48,332	無
	1件	48,332	0件
3	0件	0	0件
4	0件	0	0件
5	0件	0	0件

参考 組織及び主な分掌事務（令和5年度）

1 廃棄物・リサイクル関係組織



2 廃棄物・リサイクル課の係及び主な分掌事務

係・電話番号	主な分掌事務
リサイクル係 (027) 226-2824	<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法に関すること。 容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法に関すること。 家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に関すること。 資源有効利用促進法に関すること。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること。 有害使用済機器保管等業者の届出受付に関すること。 プラスチックごみ「ゼロ」に関すること
一般廃棄物係 (027) 226-2853	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の施行に関すること。 循環型社会づくり推進に関すること。 循環型社会形成推進交付金に関すること。 災害廃棄物処理対策に関すること。 市町村一般廃棄物処理の広域化及び技術的支援に関すること。 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理指導に関すること。 浄化槽法及び群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の施行に関すること。 放射性物質汚染対処特別措置法に関すること。 食品ロス「ゼロ」に関すること
産業廃棄物係 (027) 226-2861	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設設置に係る事前協議、許可及び維持管理指導等に関すること。 産業廃棄物処理業に係る許可及び指導等に関すること。 産業廃棄物排出事業者の指導に関すること。 産業廃棄物処理施設確保計画（モデル研究事業）に関すること。 行政処分に関すること。 廃棄物処理施設等専門委員会に関すること。
不法投棄対策 第一係 不法投棄対策 第二係 (027) 226-2865	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止対策に関すること。 不法投棄及び不適正処理等に係る監視、調査、指導及び行政処分に関すること。 警察本部、各警察署との連絡調整に関すること。 産業廃棄物不適正処理監視指導員（産廃Gメン）に関すること。 群馬県土砂条例の施行に関すること。
(所在地) (連絡先)	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 行政庁舎16階南側 メールアドレス : haikirisaka@pref.gunma.lg.jp FAX : (027) 223-7292

- ・本書は、次のホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131370.html>

「群馬県の廃棄物 令和5年度版」

令和7年1月

編集・発行 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課
